

令和7年9月10日

1. 出席議員

1番	高橋	信広	12番	堤	康幸
2番	花下	主茂	13番	石橋	義博
3番	坂本	治郎	14番	牛島	孝之
4番	水町	典子	15番	服部	良一
5番	古賀	邦彦	16番	中島	信二
6番	久間	寿紀	17番	栗原	吉平
7番	原田	英雄	18番	三角	真弓
8番	小山	和也	19番	森	茂生
9番	高山	正信	20番	栗山	徹雄
10番	川口	堅志	21番	川口	誠二
11番	田中	栄一	22番	橋本	正敏

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長 秋山勲
事務局次長 野村美幸
書記 田中浩章
書記 松尾眞吾

4. 地方自治法第121条により出席した者

市長	簗原 悠太朗
副市長	原 亮一
教育長	城後 慎一
未来創造戦略室長	丸山 隆
総務部長	坂田 智子
企画部長	田中 和己
市民部長	牛島 新五
健康福祉部長	平 武文
建設経済部長	山口 幸彦
教育部長	馬場 浩義
総務課長	清水 正行
財政課長	鵜木 英希
防災安全課長	毛利 昭夫
觀光振興課長	持丸 弘
商工・企業誘致課長	隈本 興樹
福祉課長	甲斐田 英樹
子育て支援課長	末崎 聰
健康推進課長	末廣英子
農業振興課長	栗原 勝久
学校教育課長	高巣 雅彦
教育指導課長	靄 拓也
社会教育課長	遠藤 宏樹
スポーツ振興課長	栗山 哲也
星野支所長	川口 良和

議事日程第4号

令和7年9月10日（水）開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 久間寿紀 議員
 - 2 栗原吉平 議員
 - 3 小山和也 議員
 - 4 三角真弓 議員
-

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（橋本正敏君）

おはようございます。本日、一般質問3日目でございます。最後までよろしくお願ひいたします。

お知らせいたします。栗原吉平議員、三角真弓議員要求の資料を配信いたしておりますので、よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により配信いたしておりますので、御了承願います。

日程第1 一般質問

○議長（橋本正敏君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。6番久間寿紀議員の質問を許します。

○6番（久間寿紀君）

皆さんおはようございます。6番久間寿紀でございます。本日は、大変お忙しい中、傍聴に来ていただいた皆様方、また、ネット放送を見ておられる方には大変感謝いたします。ありがとうございます。

いつものことですけれども、大変滑舌が悪うございますので、聞き取りにくいところがあ

るかと思いますけれども、執行部の皆さんも市民の皆さんに分かるような返答をしていただきたいと思います。

いつものとおりではございますけれども、本日は八女東部、また、中山間地の経済についてということで質問させていただきます。その後は八女市の暑さ対策ということで、近年、大変暑うございますので、そのことに対して質問させていただきます。

詳しくは質問席にて質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○市長（簗原悠太朗君）

皆様おはようございます。一般質問3日目もどうぞよろしくお願ひいたします。

6番久間寿紀議員の一般質問にお答えいたします。

1の八女旧町村地域のにぎわいについて、(1)旧町村地域の経済対策について、ア、農業対策はというお尋ねでございます。

旧町村地域における農業対策につきましては、生産条件が厳しい中山間地域が大半を占めており、兼業農家などの小規模農家が多いため、収益性の確保が課題となっております。

本市としましては、収益性の高い作物への転換及び農家の形態や立地条件に適応した品目の振興と併せ、土地改良やスマート農業の推進による効率化を図ってまいります。また、輸出を含めた安定した販路確保にも努めることで、旧町村地域の農業、農村の活性化につなげてまいります。

イ、観光対策はというお尋ねでございます。

令和5年度に策定した第3次茶のくに観光アクションプランに基づき、インバウンド対策や観光商品の開発など、観光地として魅力を高め、関係人口を創出するまちをつくるよう努めています。

旧町村地域につきましても、資源を生かした魅力ある観光事業の推進に努め、点在する観光施設同士の連携強化を図りながら、多様化する観光客のニーズに対応してまいります。

ウ、支所機能の充実について、複合化の動きはというお尋ねでございます。

老朽化が進行している上陽支所、星野支所につきましては耐震調査等を行っており、その一方で、各地域ごとに公民館などの近隣施設との集約化、複合化を含めた検討も進めております。

続いて、2の八女市の暑さ対策について、(1)暑さ対策について、アの公共施設の対策はというお尋ねでございます。

熱中症対策強化のため、本庁、各支所及び図書館等の15か所の公共施設を避暑スペースとして夏季期間中に開放する取組を行っております。

イの学校施設の対策はにつきましては、この後、教育長が答弁いたします。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（城後慎一君）

6番久間寿紀議員の一般質問にお答えします。

2、八女市の暑さ対策について、(1)暑さ対策についてのイ、学校施設の対策はについてでございます。

近年の記録的な猛暑の中でも、子どもたちに適切な室内温度で安心・安全な学習環境を提供するため、市内の全ての市立学校の普通教室等に空調設備を整備し、暑さ対策を行っております。

以上、答弁申し上げます。

○6番（久間寿紀君）

まず初めに、旧八女郡、特に、中山間地のにぎわいということで、農業問題から先に質問させていただきます。

まず、昨日の同僚議員からの質問にもありましたけれども、だんだんと農家戸数も減ってきておりまして、2010年が5,500戸、10年後の2020年は3,600戸やったかな。今年も多分農業センサスはあると思いますけれども、多分それからまた500戸ぐらい減るんじゃないかなと思っています。

特に、市長も一生懸命頑張っていただいて、輸出からE S Gの認定まで、農業に係る補助金、国、県の補助もありますけれども、大変やっていただいているところではございますが、現実問題、八女の農業を支えているのは私ぐらいの年代から上の方が大変多いんじゃないかなと思っております。そこら辺の農家、農業をやっている方の年代別の就農者数が分かったら教えてください。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

農業人口についてのお尋ねでございます。御紹介があったように、農林業センサスを引用させていただきまして御報告申し上げます。

5年間ごとのセンサス調査でございますので、比較としましては、2015年の平成27年農林業センサスでは、御説明のとおり、総農家戸数が4,796戸でございます。5年後の2020年、令和2年になりますけれども、総農家戸数が3,614戸となっております。1,182戸の減少ということになります。これはパーセンテージで25%の減少ということになります。

年代別ということでございまして、2020年の数値ですけれども、まず、節目としまして70歳以上が970戸ございまして、約39.8%、約4割です。あと、5歳刻みまして、65歳以上になりますと1,410戸、57.9%、約6割です。それから、60歳以上ということで1,784戸、73.3%、7割以上ということになります。逆に、65歳未満、年金受給年齢以下ということで、参考までに1,025名で、42.1%が65歳未満ですけれども、40歳以上が95%を占めているような次世

代の層になっております。

御紹介のように、2025年の公表がまだ行われておりませんので、推察を少し申し上げますと、これまでの減少率とかを勘案しますと、2025年の公表では3,000戸を下回ってくるんじゃないかなという部分と、60代が約8割、65歳以上が6割、70歳以上になりますと4割ということで、数字だけ申しますと厳しい減少傾向という報告に代えさせていただきます。

以上でございます。

○6番（久間寿紀君）

ありがとうございます。

今言わされたように、人口自体も減って高齢化率が高くなっているわけですけれども、農業人口も大変高齢化が進んでいる現状で、若い子といつても幾つかからが若いか分からないんですけども、若い子はみんな一生懸命頑張っていただいて、農業で生活するということをやっている方もたくさんいらっしゃいますし、先ほど言いましたように、そういう方々にはかなり手厚い補助金から支援からというのを八女市もやっているわけでして、国、県の補助もあるんですけども、八女は農業が基幹産業という話をどこでもされますが、実際のところは7割、8割の方が高齢者で、あと10年、20年できるかなという方々がたくさんいらっしゃいますし、また、収益が500千円以下の農家もその中のまた半数ぐらいはいらっしゃると思います。

私の近所も二、三反ぐらいの畠を持つとて、そこで先祖代々の畠だからということで野菜とかを作って、田んぼも狭いながらも作って米を食べると。子どもや孫にやったりという方がいらっしゃいますけれども、ほとんどの方が年金暮らしをしながらの農業でございますので、年金だけでは足りないという方がたくさんいらっしゃいます。そういう方々が生産された農産物ですね、ほとんどが親戚にやったりとか、さっき言ったように子どもにやったりとかということですけれども、何かそういうことで少しでもお金になって、年金の足しになるようなことができないかなと。大規模農業には支援がたくさんありますけれども、言い方は悪いんですけども、先々がだんだんなくなってくるような方への支援というのが何かできないかなと考えているんですけども、その辺はどうでしょうか。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

御指摘のように、中山間地域におきましては、答弁書のとおり、大半が小規模の高齢農業者というところで認識しております。やっぱり女性農業者の活躍というのも、いろんな女性企業グループも旧八女郡部にはたくさんおられますし、高齢農業者の方への支援というのは重要であると考えております。

考え方としましては、答弁にもありますけれども、収益性の高い作物への転換というのは

これまでも、少量多品目といいますか、つまものとか、いろんな地元直売所での販売とか、市のアンテナショップ、八女本舗とか、そういった活用もなされてきておりますけれども、やっぱり言われるように多様な販路の確保をしながら、農業、農村の持続については、そういった層を大事にしながら、生きがいづくりといいますか、そういったことが農業の農地と人を持続させていく重要な部分だろうと思っております。

具体的には、生産、加工、販売の支援ということで、市ほうでも6次化支援ですとか販売促進支援ということで、グループとか、そういった直販をするような方々への支援も一部市の単独事業としてもやっております。女性グループの活動支援も行っておりますけれども、言われるように、農業振興課としても毎年動態を把握しておりますけれども、直売所というのが主要なところで16か所とか、あと、個人の方とか地域の直売所、昨日、市長からも黒木の「こやこて」の御紹介がありましたけれども、そういったところを含めるとまだたくさんあると思いますし、これはコロナ禍を経ても全然販売額が下がっていないと。やっぱり直売所というのはそういったものに影響されない重要な拠点だろうと思っておりますので、そういった場面に市としましては市民の方の情報、ニーズを的確に捉えながらというところを含めて、農林係が支所にもございますので、そういったところと毎月の定例会を行っておりますし、また、JA、県の普及センター、市という形で八女地域農業振興推進協議会という組織もございます。そういったところとも十分連携しながら、やっぱり市民、農家の方のニーズなり、また、直売所側のいろんな引き合いなりニーズなり、そういったものをマッチングしていく。受け身の中でやってきた分もありますけれども、そういった新たな重要な農家の形態を重点的にやっていくというところは、今日お示しいただいた部分を十分参考にしながら、地道にやっていくことが重要だろうと思っております。

以上でございます。

○6番（久間寿紀君）

ありがとうございます。

今お話しいただいたことは、農産物を作ることができる方ということですけれども、近年、どこの山間部も一緒ですけれども、耕作放棄地が大変増えています。手入れしたくてもできないという方がいっぱいいらっしゃるわけです。農地の集約ということで後継者なりにその農地を管理してもらうという話も進んでおりますけれども、なかなか山間地の農地は狭いし、場所的にもなかなか立地が悪いということで、そのまま放置して、今問題となっておりますイノシシとかの害獣がすみついで、できないということになっております。

昨日、同僚議員の質問の中で私も気づいたんですけれども、かねてから話したことはありますけれども、私も早く農業はやめようという気で、皆さんと同じように60歳で退職して、あとはやめようという気でおったんですけども、現実問題、農業ができる人の畑があつ

て、それを農業したい、生産性を上げるためにじゃなくて、自分たちの楽しみにということで、退職してからそこの畠を借りて野菜とかを作るという人にそういう放棄した畠、田んぼを区切ってもいいから貸し出して、荒れ地を減らすという対策はできないかなと思っております。

八女市自体は福岡市からも久留米市からも交通的にはそんな遠くはございませんので、上陽、矢部、星野、黒木の山間地でも車で来れば高速から30分か1時間ぐらいで来ますので、一日遊びに来て畠の手入れをしたいという方がいらっしゃれば、放棄地はどこにあるかということは分かってあると思うので、市のほうからでもそういう対策というのをひとつできなきかなと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

耕作放棄地については、平たん部を含めて非常に課題になってきております。特に、中山間は顕著であります、まず、都市部の方へのいろんな有効活用という観点と思いますけれども、基本的に農業委員会の部局において、今やっておる最中ですけれども、8月から10月にかけて農地パトロールという形で農地の荒廃状況を把握する活動が毎年行われております。当然、発生予防、耕作放棄地にならないような通知も所有者、耕作者に送付しながら保全に努めておるところでございます。また、農地銀行活動ということで、後継者がいないということで将来を懸念し、御相談等もありますので、そういった分についての農地銀行システムということで、農業委員会のほうで出し手と受け手の情報も相談に応じて登録し、利用調整に努めておるところでございます。

農園の貸付けという提起もありましたけれども、市が行う場合、ふれあい農園が1か所、べんがら村の西側にございますけれども、まとまったゾーンでそういった農園を貸付けということになりますと、基本的に市は農地は所有できないんですけども、特定農地貸付法という一定の手続を踏みながら、そういった市民農園的なことは制度的にはございますが、荒廃農地というのは旧八女郡部に点在しておりますので、そういった利活用を考えると、農業委員会が今69名おりますので、そういったパトロールを強化しながら、あとは、農地法が改正されておりまして、農地取得の下限面積が今ありませんので、自家消費を志す農家の方も、市民の方も誰でもが農地を所有できる。自家消費向けでも十分そういうふうな農地法の規制も解いてありますので、そういったところも含めて、今、農業委員会でも非常にそういう案件も多うございますので、まずはそういった点在する農地については、パトロール、農地銀行システム、それから、農業委員会の活動を強化しながら、市内外も含めてですけれども、まずは利用調整に努めていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○6番（久間寿紀君）

ありがとうございます。

今言われたように、確かに法律的な問題とか、いろんな問題はあるかと思いますけれども、ほかの問題も含めて、法的にと言われるとなかなか話が進まないこともあります。さっき言ったように、今、テレビ番組でもよく家庭菜園とかいうのもあっておりりますので、そういうのに興味がある方がもしいらっしゃったら、そういう畠を少し貸してもらって、安い金でも貸していただければ、貸す方も、もう仕事はできないけど、幾らばしかのお金が入るということで助かるんじゃないかなと思うので、この話は進めていっていただきたいと思います。

次に、観光の問題に入りますけれども、今年の夏も大変暑くて、上陽にはダニエルイノウエミュージアムというのがあって、ホタルと石橋の里公園の近辺の川にたくさん的人が遊びに来て、水遊びをしています。私もふだん全然興味がなかったので行っていなかったんですけども、見に行ってみたらすごいにぎわいで、やっぱりずっと暑いので、お金もかかるなということで、駐車場が足りないぐらいの人出があります。また、そこが多いときはもっと上流に行ったりとか下流のほうに行ったりとかで、そこに子どもを連れて水につかって遊ばせるという感じかなと思っています。

せっかくたくさん的人が来ていただいておりますので、これを消費等につながるようなことはできないかなと、何かそんな施策はないかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○観光振興課長（持丸 弘君）

お答えいたします。

市外から涼を求めて、上陽地区の河川や矢部川の河川プールなど、そちらのほうに多くの観光客がいらっしゃっていることは存じております。すぐ近くには、先ほど議員言われたとおり、ダニエルイノウエミュージアムもございますし、矢部地区におきましては杣の里がございます。そういう施設と連携した相乗効果が生まれているものと感じております。

べんがら村では定期的にマルシェが開催されておりまして、このような手法を用いて、出店する機会が創出できればと思っております。そういう場合、指定管理者と協議をいたしまして、研究してまいりたいと考えております。

○6番（久間寿紀君）

ありがとうございます。

先ほども言いましたけれども、市内にはほかにも川や山で、本当にあまりお金をかけないでも遊びに来てもらえる、そのままでも本当にみんな来てくれるという設備とか、観光にいらっしゃる方も大変多いと思いますので、ダニエルイノウエミュージアムとか、施設はもちろんあるんですけども、それだけを目当てじゃなくて、ほかにも来られる客がおられますので、これらの客に対して消費を働きかけるような何か施策はないかなと思っているんで

すけれども、いかがでしょうか。

○観光振興課長（持丸 弘君）

お答えいたします。

これから季節は各地で多数のお祭りも開催されます。星野や黒木のほうではヒガンバナ、矢部のほうでは八名山の紅葉など、様々な自然や景観を求めて多くの観光客が八女を訪れていただけるものだと思っております。また、秋の味覚を求めて、道の駅をはじめとした各地区の直売所にも多くのお客様に来場いただけることを期待しております。

こうした施設に来ていただけるために、インターネットとかSNSを活用して一層の発信を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（久間寿紀君）

先ほど農業問題に関して質問させていただきましたけれども、それにもつながることではございますが、前回、回答いただいた観光施設ですね、そこに立花の道の駅ぐらいじゃなくとも、何か小さい施設ができないかなという要望を出しましたけれども、そのときの返答は、新たな施設を造るのではなくて、現存する施設の充実を図るという考え方で今からやっていくという話がありました。小規模農家や先ほど言いました高齢者の農家の方が栽培している作物を出荷できるような仕組みをですね、今ままだったら、立花の道の駅に出してある方もいらっしゃるんですけども、何分、私たちとか矢部からとか星野からは遠うございますし、各旧町村にもいろんな施設があって、そこに出荷してある方もいらっしゃいますけれども、それをもうちょっと何か市のほうで作物を集荷して出荷できるような仕組みですね、車に乗れないような方もいらっしゃいますし、遠くには出かけられないような方もいらっしゃいますので、そのような仕組みを観光施設に集約して、幾らばしかの収益を得るような施策はできないかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○観光振興課長（持丸 弘君）

お答えいたします。

市内の多くの観光施設は指定管理者に管理運営をお願いしているところでございます。それぞれの施設の実情などを鑑みまして、どのような形で販売できるかどうかを地域の方や指定管理者と協議をしていきたいと考えております。

実例をいたしましては、先ほど農業振興課長のほうからもありましたが、福岡市で事業展開している八女本舗では八女の物産を毎日店頭に届けてあります。また、先ほど議員のほうがおっしゃいましたけれども、道の駅たちばなでは各地から商品を集荷し、店頭に並べる施策を展開しております。また、市内には地域で運営しておられる直売所等もございます。そういうところの運営体制とか出荷体制とか、そういうのを参考にしながら研究していく必

要があると考えております。

以上でございます。

○6番（久間寿紀君）

ありがとうございます。

今答えていただいたように、農業振興課長も答えていただきましたけれども、農業関係と観光関係ということで、各部署は非常に頑張っていろんなことをやっておられますが、先ほど言いました貸し農園とかと一緒に、縦割りはできているかもしれませんけど、後の支所機能でもお話ししますけれども、横のつながりを持ってもらって、農業関係のことを観光に生かすとか、観光関係のことを農業に生かすとか、そういうことはできないかと思っておりますけれども、その辺のところは、市長、どうお考えでしょうか。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

今、議員から御指摘いただいた農業と観光の連携というように、部署的には違う分野でも、そこの連携を図るというのは非常に大切なことだと思います。

農業と観光以外にも、例えば、これまでの答弁の中でも申し上げましたけれども、ふるさと納税につなげることも必要だと思いますし、やっぱりそこはかねてより申し上げておるとおり、1つの部署では完結できないような課題が増えておりますので、そういった意味でも、今回、セカンドジョブ制度を導入したというのも、まさにそういった部署の縦割りに陥らないように部署間の連携を円滑に進めるためというところでございますが、当然このセカンドジョブ制度で全て解決できるわけではない。何より、やはり職員一人一人が自分の与えられた職務、もちろんそれが中心になりますけれども、常に広い視野を持って業務を行っていく。そのときには、もちろんトップが、私自身もそうですし、そのために部長制をしいている。課ごとの縦割りというところにできるだけ陥らない、しっかり横割りの政策ができるための部長制でもございますので、そういった点では、部長、幹部を中心にそういった意識をしっかりと持ちつつ、それをしっかり市役所全体に広げていく。そのための機構ということも、部署の在り方、そして、支所の在り方というところも含めて、しっかり常に効果的な職場の在り方、機構の在り方というのを考えてまいりたいと思います。

以上です。

○6番（久間寿紀君）

ありがとうございました。

今、市長にお答えいただいたことは、後の支所機能の充実ということについても関係あることでございますけれども、次に、八女東部のほうの支所についてどう考えていらっしゃるのかという質問をさせていただきたいと思います。

「八女市公共施設等総合管理計画において、老朽化が進行している上陽支所、星野支所につきましては、各地域ごとに公民館などの近隣施設との集約化、複合化を含めた対策、検討を行うこととしております」と市長から答弁いただきました。また、高齢者や物価高騰の課題も多くあるため、短期的なところ、中・長期的なところ、それをうまく組み合わせた市政運営に取り組んでまいりたいとも回答をいただきました。

まだ前回質問して3か月しかたっておりませんけれども、去年からこのことは話しておりますけど、毎回、検討していきますとか、検討、検討の返答ばっかりですので、実際どれくらい検討されたか、課長のほうにお伺いしたいと思います。

○財政課長（鵜木英希君）

お答えいたします。

市長答弁とも重複しますが、現在、老朽化が進んでいる上陽支所、星野支所につきましては、耐震等の業務を進めているところでございます。特に、上陽支所においては、耐震改修事業費と改修後の使用可能期間などについて調査をしております。

その一方で、支所機能が防災拠点であるということもありますので、公民館等周辺施設との集約による複合化施設の建設案についても併せて検討を進めているところでございます。

○6番（久間寿紀君）

去年からこのことは質問させていただいておりますけれども、どうしても起案してから5年ぐらいかかりますという返答もいただいておりますので、何回も言いますけれども、八女東部、特に、山間地を抱えた地域は人口がどんどん減っておりますし、あと10年遡ったら多分半分ぐらいになるんじゃないかなと私は思っているところです。

検討、研究を行っているということで、建築方法や事業手法によってやり方も期間も変わることではございます。返答もいただきましたけれども、回答できる範囲で結構ですので、その辺を説明いただけるでしょうか。

○財政課長（鵜木英希君）

お答えいたします。

複合施設の建築案については、必要となる機能や面積について情報の集約を今しているところでございます。さらに、さつき言われた建築方法とか事業手法についても併せて研究を行っておりますが、建築方法については、公共施設向けの建築工法の比較、分析も行っているところでございます。建築工法は、重量鉄骨造であったり、鉄筋コンクリート造、あと木造、軽量鉄骨造など、様々な工法があるかと考えております。

また、それらの建物は、建築コストであったり、建設のスピード、あと耐震性能とか、適切な施設の規模に応じた標準基準というものがあると考えているところでございます。それらを全て検討した上で、施設の使命であったり、立地条件、そして、地域社会における長期

的な役割を考慮した上で最適な工法を探していくべきだと思っておりりますので、全国の事例を参考に今研究を進めているところでございます。

また、事業方法につきましては、従来型、先ほど言われたように、設計とか施工の分離発注方式にすると期間が長くなるということもございますので、前回の議員の質問でもありましたが、民間の資金や技術、アイデアを活用するような公民連携のPFI事業であったり、PPPの事業であったり、そういうもののメリットであったり、デメリットがあるということについても研究をさせていただいているところでございます。

最後になりますが、県内で同じような取組をされている施設なども今見学のほうをさせていただいて、意見交換等も行っているところでございます。

○6番（久間寿紀君）

担当課長より現在の進捗状況について答弁いただいたところでございます。答弁ありがとうございました。

実は私は昨年からこのことは議会のほうで訴えておりますので、市民のほうから一体あれはどげんなりよつとかと、ちつとは話ししよつとかと。検討はするちいつも返答はあるばつてん、実際中身はどうなつとるか、何かしよつとかいという話もたくさん聞いて、実際、本当のところどこまでやっていらっしゃるかということで、視察に行ったりして研究はしていただいておるということで納得いたしたところでございます。

毎回毎回聞いて大変だとは思いますが、この複合化について、上陽だけじゃなく、矢部、星野、すぐ早急にやっていかなければならない問題だと思っておりますけれども、この複合化について、もう一回だけ市長はどういう考え方なのかというのをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

この支所機能以外の様々な行政サービス、民間サービスの複合化というのは、私は非常に重要な取組だということはこれまで申し上げてきたところですが、改めて申し上げたいと思います。

まず1つとして、今、上陽支所、星野支所を中心に支所が非常に老朽化しているという中で、今、耐震の調査等も行っているところですが、今後どうやってこの支所を、当然、建て替え、新築といったところも含めて今検討しているわけでございますけれども、今、仮に建て替え、それは耐震等も含めて、今、非常に物価高騰の中で建築費、人件費が高騰している中で、そのコストをまず少しでも抑えるという意味で、ほかの行政以外の機関との複合化というのは一つ大きなメリットがあると考えますし、また、それはある意味、財政的な面でございますけれども、行政サービス、市民サービスの向上という意味でも1か所に様々な機能

が集約するというのは、市民の皆様にとっても非常に便利になる、福祉の向上に直結すると思いますので、そこは前向きに検討しているところでございます。

なかなか検討というと、また検討という言葉は逃げているんじゃないかという指摘もいただくところでございますが、先ほど具体的な検討状況については財政課長のほうから説明してもらいましたけれども、実際に私も、これはある意味、市長直轄、市長マターとして取組を進めているところでございまして、現地の視察も通常ですと担当課ベースで行くところですが、実際に私も県内他自治体の最近できた新しい支所の見学に私自身も行かせていただいて、直接その他自治体の担当の方から話を聞いて、具体的なこれから検討を一層進めるように担当課にも指示をしているところでございます。

まだ検討という言葉でしか基本的には説明できないことは大変心苦しいところであるんですが、しっかりと中で話は進めておりますので、具体的なスケジュール感等もお示しできるようになつた段階で、しっかりとこの議会の場ですとか様々な場で市民の皆様にも御説明してまいりたいと思います。

以上です。

○6番（久間寿紀君）

大変ありがとうございました。前向きに事業自体を進めていくということで私自身も理解してよろしいかと思ったところでございます。誠にありがとうございます。

支所機能の充実ということで、昨日の同僚議員の質問でもございましたけれども、旧八女郡の職員の数は五、六十人おったのが現在20人ぐらいで、一生懸命頑張っていただいておりますけれども、先ほど農業問題、観光問題、そこで地元の畠とか観光地を所管して、市の職員で頑張ってもらうには、今の20人ぐらいではとても足りないとと思うとですよね。そい軒、1つの部署に話をしても、その子がたまたま休んどったとか、病気になつとったとかいうて担当がおらんとか、今日は1人で出でていつとるんで誰もいませんとかという話になりますので、支所機能の充実ということを上げれば大変なことだとは思いますけれども、一人でも多くの職員の方を支所のほうにも回していただいてやっていかなければ、多分、今の支所の職員の皆さん自体も頑張っておられますけれども、大変きつい思いをされているんじゃないかなと思うので、その辺のところまで考えていただきたいと思います。

それでは、次の問題に移りたいと思います。

毎日、近所の人に会うと、今日も暑かにや、元気しとかやんぱい、倒れんごとせやんぱいという挨拶が7月ぐらいからずっと今まで続いているところでございますけれども、よくテレビで報道されますクーリングシェルターといって、八女市では一体どうなっているのかなということで考えておったんですけども、熱中症警戒アラートと熱中症特別警戒アラートというのがあって、それによってやり方が違うということでしたが、クーリングシェルター

としての開設はどのようにになっているのかというのをまずお伺いしたいと思います。

○財政課長（鵜木英希君）

お答えいたします。

クーリングシェルターというのは指定の施設を開放するようなことになっておりまして、今、民間施設のクーリングシェルターといたしましては、ゆめタウン八女とホームプラザナフコの3店舗の計4か所を開放させていただいているところでございます。

八女の公共施設においては、暑さ対策のために、まず、クーリングシェルターとしては、八女市役所本庁1階のまちの茶屋と各支所の6か所を開放しているところでございます。これは広報紙とかでもお知らせはしているところでございますが、今言った市役所の本庁1階と各支所の6か所に加えて、おりなす八女、あと、岩戸山歴史文化交流館と図書館本館及び分館などの計15か所も開放して、皆様の暑さの対策をしているところでございます。

開館時間といたしましては、各施設の開庁時間とか開館時間に合わせているところでございます。おりなす八女が9時から22時で最も長い時間使用できる施設になっているところでございます。

○6番（久間寿紀君）

ありがとうございます。

毎日大変暑い日が続いておって、私たちも体験したことがないような暑さが現実的にはあります、市民生活にも大分影響があるんじゃないかなと考えているところでございます。

次に、学校施設についての空調の整備状況というのをお伺いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○学校教育課長（高巣雅彦君）

お答えいたします。

学校施設における空調設備の整備状況でございますけれども、まず、普通教室につきましては、223教室のうち223、全教室に全て設置済みでございます。特別教室につきましては、日常の利活用状況を鑑みまして、218教室のうち175の教室に設置をいたしているところでございます。また、給食室につきましては、全ての学校の厨房室に空調を設置いたしているところでございます。ただし、学校の体育館につきましては、現在、空調設備を設置している体育館はございません。

以上でございます。

○6番（久間寿紀君）

八女の体育館、学校の体育館を含めて、多分、八女市総合体育館もだと思いますけれども、空調設備はしていないということで、災害時に避難所になっている体育館もあると思うので、そういうところには空調設備を設置する必要があるんではないかなと思うんですよ。

災害がないにこしたことではないんですけども、たくさんの水害、または台風被害、また、地震がいつあるか分かりませんので、それに備えて、前の一般質問のときは教室に設置しているのでと前の教育長は答えていただいたんですけども、いよいよのときは教室ば全部開放するたいと。体育館は大変金がかかるのでということですけれども、やっぱり避難所と考えれば、もちろん体育館への空調設備というのは大事ではないかなと思いますけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○学校教育課長（高巣雅彦君）

お答えいたします。

先日の一般質問の教育長答弁でもございましたとおり、学校体育館への空調設備につきましては、近年の温暖化の状況や国が避難所機能を強化しているという観点から、今後、必要性について検討していく必要があると考えているところでございます。

以上です。

○6番（久間寿紀君）

何日か前の新聞で見たんですけども、全国的に高温が続いて、避難所を兼ねている体育館については、国からの補助金を出して空調設備を早く進めるようにということで、まだ全国的には2割以下ぐらいしか設置されていないらしいですけれども、そういう支援があるということは当然御存じだと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○学校教育課長（高巣雅彦君）

お答えいたします。

国におきまして学校体育館への空調設備の加速化を図るために、新たな臨時特例交付金制度を令和6年度の補正予算にて創設されたことは認識しているところでございます。

この交付金制度の内容につきましてでございますけれども、補助率が2分の1で、対象事業の上限が70,000千円ということになっているところでございます。また、補助対象期間についても、令和6年度から10か年度、令和15年度までの時限的な交付金とお伺いしているところでございます。

また、補助要件といたしましては、学校体育館が避難所に指定されている体育館であることと断熱性が確保されているという条件がついているところでございます。

以上でございます。

○6番（久間寿紀君）

ありがとうございます。条件つきではあるけれども、そういう交付金もあるということで理解していきたいと思います。

では最後に、市長にもお伺いしますけれども、前、これもテレビで見たんですけども、断熱シートというのがあって、体育館のいわゆる天井の裏に貼ると室内の温度が2.6度から

3度ぐらい下がるというシートが今発売されておりまして、全国から引き合いが来ているということです。空調設備をするより安価になると。私が前伺ったときに、体育館にすれば恐らく80,000千円から1億円ぐらいの金額がかかるんじゃないかなということでしたけれども、それでも、恐らくの話ですけれども、10分の1か、それくらいの値段でシートだけはできるかなということで、今、地球温暖化で100年に何度上がるかというのが1.8度とかそんなもんだと思うので、2度から3度温度が下がれば大分しやすくなるんじゃないかなと思っているところなんですよ。

ちょっと長くなりますけれども、今年の夏は西日本短期大学附属高等学校が甲子園に出て、非常に八女市民としても盛り上がったところでございますけれども、西短、八女学院、福島高校、3校がベストエイトに入るということで、高校は本当にいろんな部活を頑張っておられます。剣道だけじゃなく、バレー、バスケットで有名な監督を呼んで、よそからの生徒さんが多いかからという話もありますけれども、その方も八女市民になりますので、今、八女学院は中学生から監督の下に来て、寮生活をしているという方もいらっしゃると聞いております。そんな中で、いろんな話を聞いた中で、八女は暑過ぎて練習試合をする体育館もない。どうかせんなら全部三瀬町の体育館とか大牟田市の体育館を借らないかんしということで、どげんかならんやろうかという話も聞いております。

高校でそれだけ頑張る方がいるということは、中学校も、今までいうならバレー、バスケット、剣道、いろんなところで各中学校でも頑張っておりますので、そういうところでもこの暑い時期にでも練習試合などができるような体育館を1つでも2つでも増やしたらいいんではないかなと思っております。だけん、先ほど言わされました有利な国からの補助金、また、さっき言いました断熱シートなどをを利用して、少しでも早く、多分この温暖化はずっと続していくと思うので、この酷暑の中、7月から10月まではほとんど汗だくで部活を頑張っている子たちがいっぱいいますので、どうにかならないかなと考えております。市長、回答をよろしくお願いします。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

今、議員から御指摘いただいたとおり、今、本当に温暖化の影響が顕著である状況において、この暑さ対策というのは行政としても喫緊の課題の一つだと認識しております。それは避難所という観点はもちろんのこと、今御指摘いただいたとおり、スポーツ振興という観点でも、やはりスポーツで活躍する選手が多いというのは地域のにぎわいにもつながる、八女で学ぼう、八女に引っ越そうという方が増える、まさにまちの活性化にもつながるところだと思いますので、そういう観点も重要だと考えております。

そういう中で、体育館というところに絞ってお話をさせていただきますと、どうやって体

育館の高温対策をするかということで、今御紹介いただいたとおり、大きく空調設備をつけるか、もしくは断熱の対策をするかというところで、まずはそのコスト面の比較。当然、断熱のほうがコスト的には安くなるとは思うんですが、それでも今御紹介いただいたとおり80,000千円から1億円ほどかかる。やはり八女で難しいのが、体育館を含む公共施設が非常に多い、学校数が非常に多いというところで、そこを同時にやろうとなると多額のお金がかってしまう。そこを順次やろうとなると、やはり教育という面では公平性というところも勘案しないといけませんので、そこをどういったスケジュールでやっていくのか。また、空調だったり、断熱だったり、コスト面と、また当然機能面、恐らく空調のほうがより効果は高いのかなと想像はするところですけれども、御紹介いただいた断熱シートもどれぐらい効果が実際に期待できるのかというところも含めて、しっかり市として検討しながら、また、教育委員会とそこも議論をしながら今後の高温対策についてはしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○6番（久間寿紀君）

ありがとうございます。

八女の子どもたちが、将来、八女に住んどってよかったですと、また、八女に住み続けたいという観点から、いち早くこの話も進めていただいて、八女で頑張ってインターハイとか全国大会に出て、八女の名前を広げていただければ大変うれしい限りではないかなと思っております。

短くすると言っても、あと9分になってしまいました。

私は大体朝起きて、うちに来てもらった方は分かると思いますけれども、家の前は棚田でございます。100年以上前に先人たちが山の向こうに堤を造って、それからトンネルを掘つて水を引いて、石垣を一個一個ついて田んぼをつくって、そこで稲を作っていたわけで、毎日の景色が大変すばらしいところで生まれてこの方、生活しとるわけですけれども、ちょうど2年前ぐらいになるかな、市長もちょっと遊びに来られて、星野の棚田を守りたいんだということを言われたので、いや、簗原さん、棚田じゃ食うていかれんばいという話をしたのをふと思い出したんですけれども、やっぱりあの風景は、今、残念ながら管理する人がいなくて草が生えて、今、稲も植わっていない状況のところが多々見られて、何か寂しい。あの石垣がきれいに見えとった風景を懐かしんで、やっぱり棚田は守らないかんのかなという感覚にはなっております。

何をするにもお金がかかって、人材も要ることですけれども、先ほど言った農地を貸し付けて、地元の人ができるもんでも、よその都市部の人にやってもらうと。そして、そこで畑をつくって野菜を作って、自分で楽しんでくれという形で、少しでもそんな荒廃地がなくな

るような八女市の中山間地にしていただけたらいいかなと思っております。

昨日までの質問で、給食費の無償化は250,000千円かかりますとか、固定資産税を1%下げたら2億円下がりますと。なかなか市の財政は厳しいのは分かっておりますけれども、400億円以上の金を使っている中で、たばこ税は460,000千円入っているということで、たばこ税を充てれば給食費も固定資産税もあるんじゃねえかいというぐらいの金額なんですが、そういう話ではないと思いますけれども、ただ、私が一般市民の目線で考えれば、子育て世代の親たちから、また、年金生活で税金を納めている方々からすれば、それは充てれんやんかというね、たばこ税は一般財源で別に使い道はあると思いますけれども、単純に考えればそんな話になるわけです。だから、そこら辺のところを考えていただきたい、さっき言ったように、私は朝起きて一回外に出てたばこを吸って、また今日もこれが終わったらたばこを吸いに行くわけですから、できれば4階の喫煙所ですね、今日、天気が悪いんですけど、雨がざあざあ降り込んで、2階の喫煙所と全然違うんですよね。それは多分たばこ税の1000分の1も2000分の1もかかるないと思うので、その辺の整備もお願いしたいと思います。議員の方も執行部の方も吸われる方もいらっしゃると思うので、460,000千円は市に納めておりますので、ぜひお願いします。

今日はありがとうございました。私の質問はこれで終わらせていただきたいと思います。ぜひ前言った2つの問題は検討していただきたいと思います。そして、進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

6番久間寿紀議員の質問を終わります。

11時10分まで休憩します。

午前11時1分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

17番栗原吉平議員の質問を許します。

○17番（栗原吉平君）

皆様おはようございます。一般質問も17人という大変大勢の一般質問でございます。ちょうどまだ折り返したばかりでございます。あと半分ございますので、議員の皆さん、それから、執行部の皆さんは大変でしょうけど、よろしくお願いをいたします。

さて、8月6日からの全国的な大雨により14道府県で災害が発生し、亡くなられた方々に御冥福をお祈りし、被災された皆様にお見舞いを申し上げたいと思います。一刻も早い復旧・復興を願っておるところでございます。

また、今月5日、静岡県を中心に竜巻が発生し、特に、牧之原を中心大きな災害となつております。御存じのように、牧之原市は全国でも有数のお茶の産地でございますし、また、お隣の吉田町は本市と災害時における相互応援に関する協定を結んでおり、今回も職員を派遣されたとのこと、大変敬意を表したいと思います。ぜひ向こうで頑張ってほしいと思います。

さて、本定例会における一般質問について2件の通告をさせていただきました。

1点目は、特定健診の受診率向上のための取組についてお伺いをいたします。

日本人の死因の約5割は、がんや心臓病、脳卒中などの生活習慣病です。この生活習慣病の予防と早期発見、治療に重要なのが特定健診と思い、がん検診とともに、定期健診は大変重要なものです。住民の方々から、健診に行きたいが忙しくて時間が合わないとか、がん検診がどうしても検査機械に耐えられないといった声をよく耳にいたします。健診の重要性は重々理解していても、日頃から仕事が忙しい人や特に病状も感じない人にとってハードルがあるのが現状でございます。しかしながら、一人でも多くの市民が健診を受けやすい環境を整えることは市の責務であり、健康寿命の延伸につながるものです。

本市の受診状況と今後の向上に向けた施策についてお伺いをいたします。

2点目は、八女茶の今後について御質問いたします。

八女茶は、御存じのとおり、日本茶として八女地域を代表する第1次産業のリーダー的な農産物です。今、世界的に抹茶ブームが起きております。もともと日本の伝統的な飲物だった抹茶は、今やグローバルな健康ブームとビジュアル重視のトレンドに乗って、スーパー フードとして脚光を浴びる存在となりました。健康志向の高まりから、美容や免疫強化の観点から注目されております。

さらに、抹茶ラテ、スイーツのトレンド化です。抹茶を使った飲料やお菓子が人気を集めしており、鮮やかな緑色がインスタ映えすることから、SNSを通じた拡散力も抜群です。それに加え、海外のインフルエンサーが抹茶を使った発信をすることによって、その需要はますます広がっております。今や抹茶はグローバルなカルチャーアイコンになっているのです。

そして、2024年の日本の緑茶輸出額は前年比の25%増しの364億円に達し、うち抹茶が大部分を占めています。海外から見れば、日本産の高品質抹茶が総体的に安く手に入る状況が続いており、業務用から個人消費までニーズが急増中です。しかしながら、抹茶の世界的な需要が拡大する一方で、日本の茶農家は供給を満たすため煎茶から碾茶栽培に切り替え、加工施設も再編せざるを得ないような構造的な転換期に来ているのではないかと思います。その反動で今年の八女産煎茶の不足により市場での一番茶、二番茶における価格高騰が起き、生産者も近年になく栽培対応に奔走している状況です。

一方、香りに、味に代表されるように、八女煎茶のおいしさや八女伝統本玉露の一貫した

栽培が地域の文化的な価値も生み出し、地理的表示保護制度を取得いたしました。抹茶需要が高騰し、煎茶栽培が急速な減少をたどると、どのような八女茶産地となるか、臆測は飛び交います。しっかりした八女の産地形成の指針は、関係各機関、業者、生産者と協議していくことこそ今必要だと思いますが、どうお考えになっているのか、お伺いをいたします。

あとは質問席にて質問をいたします。よろしくお願いをいたします。

○市長（簗原悠太朗君）

17番栗原吉平議員の一般質問にお答えいたします。

1の国民健康保険の特定健診とがん検診について、(1)特定健診やがん検診による生活習慣病の予防やがんの早期発見が重要と考えるが、受診率を国の目標値に近づけるためにどのような取組を行うかというお尋ねでございます。

本市の特定健診受診率は、令和3年度以降、上昇傾向にあり、令和6年度も前年度を上回る見込みでございます。また、がん検診の受診率においては全国平均以上を維持しているところでございます。

本市としましては、健診内容について隨時検証し、受診しやすい環境づくりに努めながら、個別の勧奨はがきのほか、八女市民生委員児童委員連絡協議会や各地区行政区長会での説明、加えて、健診事業者や連携協定を結んでいる企業にも広報活動に御協力いただき、市民への周知に取り組んでおります。

このような取組を通じて、引き続き受診率の向上に努め、市民の健康増進、健康寿命の延伸に寄与してまいります。

続いて、2の八女茶の今後について、(1)世界的な抹茶ブームが起きている中で、生産者は生産、加工に活気が出てきているが、今後、市はどのような施策を実行していくかというお尋ねでございます。

八女茶は八女伝統本玉露をトップブランドとした高級茶として、600年の長きにわたって先人たちの努力により培われた技術や製法を継承しております。現在、世界的な抹茶ブームにより国内でも抹茶の原料である碾茶が不足していることで、取引単価も高騰しております。

本市としましては、長年低迷が続いている茶業界での新たなチャンスと捉える一方で、高級茶産地としてブランド価値を維持、発展させることも重要であると考えております。引き続き、高級茶産地を維持するための支援はもとより、抹茶ブームを活用した輸出の促進や需要に対応できる碾茶の生産と加工施設整備の支援等に努めながら、福岡県やJAなどの関係機関とも連携し、茶生産者の所得向上と茶業のさらなる発展を目指してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○17番（栗原吉平君）

8月1日でしたでしょうか、地元の健診会場に行きました。検査技師とか検査する業者の

方々の対応、それから、八女市職員の案内、そして、保健師の市民に対する調査、これは全く問題なく、大変すばらしいと私は思っております。また、どうもない自分の体を心配して皆さんが一生懸命やってくれる姿というのは大変うれしくも思いますし、なぜ40%なのか。すばらしいですね、やっぱり自分が病気したときに病院に行くととは全く違った、自分の健康について診てもらうということ。私はこの一般質問をすることによって、少しでもそういった方々が健診に行きたいと思わせることが私の責務だとも思っておりますし、一般質問の中にもいろんな形で出していきたいと思います。

まだ健診も始まったばかりでございますし、1年間を通して年度末まで住民健診、あるいは普通の医療機関で受けられますので、ぜひ行っていただきたいと思っております。

なぜ私がこの一般質問をしたかというと、これは後から述べることにしまして、資料の中に令和4年度から令和6年度までの受診率40%というのがあります。2008年4月に特定健診と特定保健指導というのが国から自治体に一般財源化してなされたと思うんですが、今年で18年目、私も実は18回全て受けさせていただきました。これは自慢ですけれども、そのうちの10回は動機づけ支援の中で保健指導が入ったということです。しかしながら、その保健指導は、皆さんが一生懸命あなたの体はどうですよということで、年間を通じて自分の体を数値化してもらうということなんですね。この調子でいくと私は100歳まで生きるなと思ったんです。100歳まで生きらんでいいですけどね。これぐらい、やっぱり特定健診というのはその人の体をずっと数値化して、とにかく健康寿命を長く、寿命までしっかりできるようについて国が始めた事業なんですから、これはぜひ受けるべきだというのに、なぜ半数以上の方々が受けないか、ここを少しでも増やしていくことが市の責任じゃないかと思いますし、個人の健康、それから、個人の支出、そして、財政的に助けるということは大変重要じゃないだろうかといつも思っているところでございます。

そこで、受診率の低さというのは、調べてみれば分かりますように、自分は今健康で受診の時間がないとか、どこでも医療機関があるけん受けられるとか、本当に忙しいから受けれない。そしてまた、そういう年齢に達していることにも気づかないという人がいるんじやなかろうかと思うわけですね。

少し質問の中身を掘り下げていってみると、いろんな施策の中で、どうしても受けられない方をどうやってやるのか。これは一番最初に出てくるのが、やっぱり今まで受けていない方々への市の対応、どういった呼びかけを従来しているのか、課長にお伺いをいたします。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えさせていただきます。

まず、市が行っています健診の広報、周知の方法でございますけれども、健診のガイド本を準備しております、それを健康ポイントカードと併せて、5月の市報と一緒に全戸配

付を行っております。その後、5月16日から健診の受付を開始しているという状況になっております。

また、説明会を各地区で実施しております、行政区長会、全部で13地区ございますけれども、そちらに出向きまして、ポスターとチラシの配布を行っているところです。また、本庁、各地区的民生委員会14か所でも健診を受診していただくように説明をしているところであります。途中、食中毒予防講習会で2回、医療機関を36か所回させていただいております。また、チラシの配布先といたしまして、消防団、商工会議所、商工会、連携協定をしている企業、広報としましては、市報、市のホームページ、公式LINE、FM八女でも周知を行っております。

そのほか、個別の勧奨といたしまして、電話、はがき、重症化予防に該当する方に対しましては保健士や管理栄養士が訪問をしているという状況になっております。

広報、周知の方法につきましては以上でございます。

○17番（栗原吉平君）

ありがとうございます。

今までのそういう呼びかけが果たして受診率の向上につながっているか、これはやっぱり少し頭打ちというか、過渡期に来ているんじゃないかと思っております。次の一手をするために、あるいは次の受診率を上げるためにどうしていくかということは大変重要なことだろうと思いますし、健診が始まったときには平成20年、当初、八女市は28%でしたけれども、昨年度は42%という数値が出ております。これは言われるように、毎年少しづつ上がってきましたですね。しかし、ここ最近、40%から42%で頭打ちになっている。これから先に行くためにはどうしたらいいかということもやっぱり少し考えていかにやいかんじやろうと思っております。

ある自治体では、人工知能、AIを使って未受診者、受診していない人に対して、行動をチェックして、そこに集中してやるというやり方もやっております。この人の職業がどうしても夏場は忙しいから秋に受けさせるように、そこに持ってくるというのがAIの仕事だそうでございまして、すごいですねと私は思っているんですけど、やっぱりそういったことも必要じゃないかと思っております。

次ですが、健康サポート事業、これはどれぐらいの利用者があって、大変喜ばれているところだと思うんですが、地域差もございまして、どうしても東部はバスの便も少ないと。ましてやタクシーもない場所に交通回数券を配られたところで行けるはずもないと思っているんですけども、これについてはどのように処理されておりますでしょうか、お伺いします。

○健康推進課長（末廣英子君）

御説明いたします。

健康サポートで行っている交通手段の助成ということでございますけれども、まず、健診予約時に健診会場までの交通手段がないというお話をされる方が一定数おられるんですけれども、日程は限られますが、できるだけ各地域に近い会場を御案内させていただいているところでございます。その電話予約の際に、高齢者の方などは車を運転されない方などもおられますので、会場まではどのような移動手段で行かれますかとお伺いいたしまして、公共交通、タクシーが必要な方には交通回数券を送付しておるところでございます。

交通回数券を配付した件数でございますけれども、令和5年度が78件、令和6年度が91件ということになっております。

また、定期的にかかりつけ医のほうに通院されている方も一定数おられると思います。医療機関での個別健診も実施しておりますので、かかりつけ医がおられる方につきましては、受診された際に病院で健診が受けられるかどうかを御相談していただければと思っております。

以上でございます。

○17番（栗原吉平君）

ありがとうございました。

一人でも利用者がおるならばせないかんというのはよく分かりますけれども、78件、91件が多いか少ないかというのはよく分かりませんけれども、例えば、土日に健診をするなら、デマンド交通をその日だけ運行するとか、そういった方法もいいんじゃないかと思っております。

それから、健康ポイント事業がいつ始まったか分かりませんけれども、あの紙をもらって、そして、健診はスタンプを押してもらって、普通のポイント事業であったらシールをもらって貼るという一連の作業が、後から帰るときにこれが非常に楽しみだという方も確かにおられます。しかしながら、やはり今はスマホの時代、そういったことを考えれば、ポイントとスマホと連動した、併用した形で持っていく。例えば、スマホを利用すると、例えば、自分が8,000歩歩いたら50ポイントつきますよとか、あるいはこのポイント制度があるアプリを使用すれば人に教えればポイントがもらえますよとか、いろんなやり方で健康ポイントを付与しながら受診率を上げるというやり方をやっております。このやり方というのは、筑後地区では小郡市、大刀洗町、そして、お隣の筑後市が今年度から始めたということでございますので、ぜひ八女市も来年度からは健康ポイントは紙で要らんよと、携帯電話をぱっと出して、ぱっとそこにポイントがたまるようなシステムというのはやっぱり必要じゃないかと思っております。ぜひこれをお願いしたいと思っております。

次に、実は数年前から健診の中に眼底検査がなくなっております。眼底検査を受けるため

に健診を受けるという人が、特に、高齢者というのは目が悪くなると、眼底検査があるけん俺は行くばってん、普通の検査なら行かんばいという人がやっぱりおるわけですね。確かに項目を増やせば財政がかかるということはよく分かります。しかし、とにかく受診率を上げるんだという方向であれば、やはり眼底検査を入れるべきじゃないだろうかと思っています。

これは私はお医者さんじゃないので分かりませんけれども、眼底検査は日本眼科医会のホームページにこう書いてあるんですね。体内で唯一、血管の状態をそのまま観察できるのが眼底検査である。目の病気だけでなく、全身の病気を早期に診断できるそうです。高血圧や動脈硬化、糖尿の状態なども眼底検査でよく分かると日本眼科医会のホームページの中に書いてある。

眼底検査をぜひお願いしたいと思います。自治体としても眼底検査を併用している自治体も310あるそうでございますので、眼底検査をしたことによって受診率が2.5%上がった。眼底検査を入れることによって2.5%も受診率が上がるということで、これは厚労省の調査によるとそう書いてありますので、やはりそういったことも入れることによって受診率を上げていくということは大事なことじゃないかと思っております。

それから、まだありますて、最後のほうに市長に後から感想をお伺いしたいと思うんですが、質問はしませんので、感想をお願いします。

後発医薬品、いわゆるジェネリックですね。昨日も同僚議員から質問がございますように、8月1日からマイナンバーカードでの併用ということになっています。マイナンバーカードと健康保険証が一緒になって、それに伴って、やはり資格確認書とか、いろんなものがやっぱり制度が変わるときには大変なんです。しかし、私ですら支所に行ってからこれはどういうことかいと確認したぐらいですから、普通の一般の人も、大変一生懸命なっておられる方もそうでしょうけれども、なかなかよく分からないというのがあります。

何を質問するかというと、普通、今まで保険証をもらいよったときには、保険証が来たときにジェネリックのシールがあって、私は病院にかかったときには後発医薬品を使いますというシールを貼るわけですね。これはマイナンバーカードと併用するなら、そのジェネリックを使っていいのかというのが分からなくなってくるんじゃないかと。当然、ジェネリックを使うということは個人の負担も少なく済みますし、医療費も削減できますので、ぜひこのことは確かめておかなければいけないということなので、お聞きをいたします。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

ジェネリック医薬品の意思表示のシールをどのようにお使いいただくかということでございますけれども、マイナ保険証の場合は、マイナンバーカードに貼っていただくか、貼るのは抵抗があるという方につきましては、お薬手帳か、または病院の診察券などに貼っていた

だきたいと思っております。また、受付で医師や薬剤師の方にジェネリック医薬品を希望しますということをお伝えいただくと、それで分かるかと思っているところです。

後発医薬品の利用につきましては、昨年10月から患者さんが先発薬を希望した場合は後発薬との価格差の一部を患者が負担する制度が始まっておりまますので、この制度改正によりまして後発薬の利用は浸透していくものと思っているところです。ですので、必ずジェネリックが使いたいということでお伝えいただかなくても、先発薬になる場合はお医者さんのはうから御説明があるかと思っているところです。よろしくお願ひいたします。

○17番（栗原吉平君）

シールがあるということですね。分かりました。

次、開催時期についてお伺いしたいんですけれども、6月から始まって、大体住民健診は12月ぐらいまでかな。今年のように暑いと、やっぱりみんな夏バテしたり、だれとつときにあしたは健診に行かにやいかんというのが、これは逆に、体が一番落ち込んだるときに健診を受けるということは大変私はちょっとどうかなと。やはり受診率を上げるために秋のほうにちょっとずらして、夏場は農作業をされる方はとにかくだれておられますので、秋以降に少しずらすということもやっぱり一つの案かなと思いますよ。時期をずらすことによって健診率が上がるということもあるかと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それから、保健指導、これはいわゆる動機づけ支援、メタボリックシンドローム、メタボにかかった場合の保健指導、こういったものは健診受診者の何割ぐらいおられるやろうか、数字的なことでいいですからお聞かせください。

○健康推進課長（末廣英子君）

御説明いたします。

健診を受けられて、保健指導にかかる方はどれくらいおられるかということについてでございますけれども、特定健診受診者のうち、特定保健指導の対象になっておられる方は1割弱ほどおられます。令和5年度に関して申しますと、4,494人の受診者の方がおられるうち、保健指導の対象になられた方は422名おられました。また、医療機関に受診中、服薬治療中のハイリスク者、重症化予防に該当する方も1割ぐらいおられます。こちらは特定保健指導の対象とはまた別に、生活習慣病の重症化の予防が必要な方といって、保健指導をする対象となる方がまた別におられます。そちらの方も令和5年度は584人おられまして、合計して保健指導に入る方というのは1,000人弱ぐらいおられる状況になっております。

保健指導の対象者数につきましては以上でございます。

○17番（栗原吉平君）

やはり受診率を上げる工夫を幾つかしていかにやいかんなと思っております。

それから、がん検診についてお伺いいたしますけれども、特定健診とがん検診と一緒にす

るということは大変住民にとっても市民にとってもうれしいと思っております。

特定健診は無料ですけれども、がん検診は有料でした。以前は2,500円か3千円ぐらいでしたけれども、70歳過ぎたら500円でいいんですね。非常に助かっておるところでございますけれども、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、乳がん、子宮がん等々ありますが、さすがに私の資料の中の胃がん検診の率の低さがちょっと気になったわけです。バリウムは以前に比べれば飲みやすくなりましたし、量も少なくなりました。これはバリウムのいいところだと思うんですけれども、このバリウムを何で私がこの特定健診の一般質問でしたかというと、私が8月1日にしたときに、がん検診で待っておりましたら、前の前の御婦人がもうこの機械に耐えきらんと。私も相当我慢してきたけれども、こんなことでやらなんなら検診は受けませんと言われました。何ですかと言ったら、ぐるぐる回ると。それはいいんですけども、とにかく逆さになったときに、やっぱり腕が耐えきらんと。高齢者はこれは駄目ですよと言われましたね。それと、この前のおじさんが何と言うかというと、俺もせんと言つてから出てこらした。何ですかと聞いたら、いわゆる胃を膨張させる発泡剤を一遍飲んで行かしたら、二、三回すぐ出てこらした下さいね、げっぷが出てしまったと。げっぷが出たから、また飲んで、また入つていかつしやるですもんね。そういうことがね、バリウム検査というのは平成20年の当初から行われているんですよね。全然変わっていないと。

それで、やはりバリウム検査を内視鏡検査に私はすべきだと思っておりまし、同僚議員からも以前に胃カメラの検査をしたらどうかとあっておりまし、その成果もあってか、今年からカメラになったということで大変うれしいんですけども、なかなかこの胃カメラも麻酔がされないとか苦しいとかあるようでございます。

それから、レントゲン技師に聞いたんですけども、バリウム検査だと、胃の粘膜がそれぞれ個人によって違うと。そして、バリウムが粘膜に入ったときに、その影が映ることによって、個人差があるもんだから、一回引っかかると、続けてずっと毎年毎年引っかかるそうです。私もそうだろうと思うんですけども、このバリウム検査が果たしていいのかどうかというのを今後やっぱり少し考えていく必要があるんじやなかろうかと思っております。

ただ、胃がんに関しては、やはりピロリ菌を除去すると。胃がんの70%ぐらいはこのピロリ菌でございますので、お金はかかるかもしれませんけれども、やはりぜひともすべきだと思っております。この検査についてはどうなんでしょうか。お願いします。

○健康推進課長（末廣英子君）

御説明いたします。

胃がん検診のときのピロリ菌検査を導入されたらどうでしょうかというお尋ねかと思いますけれども、自治体独自にピロリ菌の抗体検査を行うところなどもございますけれども、国の指針では、胃がん検診はエックス線検診、または内視鏡により行うものとされておるこ

ろでございます。

八女市におきましては、令和3年度から胃がん検診の精度が上がりまして、ピロリ菌の疑いがある方には精密検査の紹介をお出しできるようになりました。また、今年度から2市1町と医師会との協議が調いまして、胃内視鏡検診を開始しているところでございます。

もしピロリ菌検査を導入するということになった場合、ピロリ菌検査で陽性になった場合は精密検査として医療機関での胃内視鏡検査になるということで、抗体検査後の除菌も医療機関を受診していただくことになります。ですので、ピロリ菌検査の導入方法につきましては自治体によって様々のようございまして、他自治体の状況がどのようにになっているかということについて、委託している検診事業者のほうとも相談いたしまして、情報収集はしていきたいと思っているところでございます。

来年度からの導入とか、そういったことについてはここで申し上げることはできませんので、よろしくお願ひいたします。

○17番（栗原吉平君）

やっぱり難しいのかなと思いますけれども、制度上はそうかもしれませんけれども、ピロリ菌を除去していない人は全てピロリ菌除去を希望を取って行うということもやっぱり一つの手かなと思いますので、ぜひそこんにきはお願いしたいと思っております。

全般的に聞いてまいりましたけれども、これは本当に自分の体がどうもないときに診断してもらうということは大変重要で、自分も助かっておりますし、大体行く人は毎年行かれます。ところが、行かない人というか、行けない人はほとんど行きません。それは42%ですから、あと58%の人は行っていないということでございます。どうやって行くかということをぜひいろんな施策の中でやっぱり考えていく必要があるんじやなかろうかと思います。

それで、これについては最後に、市の職員さんたちも共済組合か何かでされています。これは市長の配下で、市長の命令であります。それと、普通の企業は事業主が労働安全衛生法という法律の中で、ちゃんと特定健診をやりなさいと。受診率がどうのこうのは分かりませんけれども、それに反すると指導が来て、指導を怠ると罰則が来ると、国民健康保険とは別の保険というのはやっぱり厳しいわけですね。それで、ある程度受診率も上がってくるということなんですけれども、これは国民健康保険だと、行く行かん関係なく罰則もない。自分の体はどげんでんよかつちゃんみたいなことでありますといかん。ただ、国民健康保険法の中に、国民健康保険保険者努力支援交付金、それから、国民健康保険調整交付金、これを国の予算の範囲内で交付するとある。これはつまりどういうことかというと、受診率を上げれば、多分、交付金としてプラスされる。受診率が低くなると交付金を下げますよと、自治体としては非常に罰則があるんじやなかろうかと思っておりますけれども、この交付金にどの程度受診率が影響しているのか、また、財政的にどのように影響があるのかどうか。影響が

ないと言われれば影響ないでいいですけれども、やはり受診率を上げることによって財政が潤う、人が健康になる、そして、個人の支出も減ってくるという相乗効果が生まれますので、これについては今の私の説明で合っていますでしょうか。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

議員がおっしゃられております交付金のことは、保険者努力支援制度のことかと思いますけれども、この保険者努力支援制度というのは、医療費の適正化への取組などに対して国から交付される制度になっておるところでございます。

そのうち、受診率の向上がどの程度財源確保のほうに寄与しているかということになりますけれども、令和6年度の特別交付金の交付額は全部で52,559千円交付されているところでございまして、特定健診事業全体で3,729,600円となっております。2種類ございまして、取組評価分と事業費連動分の2種類がございます。令和6年度の特別交付金につきましては令和4年度の実績について交付されるようになっております。2年前の実績に基づいて交付される制度ということになっております。取組評価分の受診率のほうに関しましては加算がなかったということで、この3,729,600円は保健指導のほうで加算された分となっております。

受診率がどのように上がれば加算されるかということについてでございますけれども、特定健診の対象人数で5段階にグループ分けされておりまして、それぞれで受診率の目標が設定されているところでございます。全国順位の3割以上に加算がされるようになっておりまして、福岡県で加算がある都市はない状況になっております。また、受診率が低過ぎると減点されることになっておりまして、福岡県内に一部該当する市があるという状態になっております。

また、3年連続受診率が上昇しても加算がされるようになっておるんですけども、八女の場合は令和3年度から令和4年度の受診率が40.2%ということで同じでございましたので、この3年連続受診率上昇のところでも加算が得られていない状況になっております。なので、国が目標にしております60%を超ませんと加算が全くなくなってしまうというわけではございませんで、60%を目指して毎年受診率が上がるよう努めをしていけば、それに対して加算がされるということになっておりますので、受診率が年々順調に向上する努力が求められているということでございます。

以上でございます。

○17番（栗原吉平君）

そうですね、受診率があんまり変わらんから、あんまり変わらないようになっておりますけれども、いずれにしたって、やっぱり受診率を上げるということは大変重要じゃないかと

思っておりますし、42%という数字が高いか低いか私は分かりませんけれども、少なくとも国の目標の60%にはまだまだ足りていないことが現状だろうと思います。これは久山町は60%以上の受診率を保っておりますので、やればできるということだろうと思います。

この項の質問の最後にまとめさせていただきますけれども、市長に質問事項じやありませんが、感想で聞きます。

私の質問の中に、A Iとか、あるいはスマホとか、あるいはマイナンバーカードを導入するとか、いろんなことをやっております。八女市は2024年、今から3年前にデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXという、これは何を意味するかというと、やっぱりデジタルの急速な発展に伴って様々な分野で使わにやいかん。今のDX推進がどう生かされているのか。いや、生かされているよということだろうとは思うんですが、やはりこういったところにもどんどんデジタルが入ってこないと、僕はさっきのように受診率向上はないと思うんですね。これから先はこれをうまく利用して、例えば、未受診者、受けていない人に集中的に人工知能を使って行かせるようなシステムづくりというのはA Iしかできないわけですよ。この人たちにやっぱり出していくのか。それから、やっぱり健康ポイントもそうだろうと思うんですね。知らず知らずのうちにポイントがたまる、歩けばポイントがたまってくるようなシステム、これはまさしくやっぱり八女市のDX推進室は、必ずやっていかにやいかんと、僕はそのように思っているわけですね。

やる気がないといえば、今までのよう40%からあんまり変わらんじやなかろうかと思う。やることによって、やっぱり少なくとも増えてくる。それから、眼底検査もそうだろうし、眼底検査をすることで、項目を増やしていくことでもやっぱり受診率が上がっていくということを考えて、八女市の医療費を削減、1人当たりの医療費がどんどん上がっていくときに、じゃ、どうやって悪いところを探し出して治療していくのかというのは、これは本人の努力かもしれませんけれども、行政側としてはやっぱり外から応援することが必要じゃないかと思っておりますので、市長、よかつたら端的にお答えをお願いします。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、特定健診、がん検診等の受診率を上げるというのは市にとって非常に大切なことだと思います。それはまず市民サイド、それはもちろん私も含めですけれども、市民一人一人の立場という点では、例えば、がんを例に取ると、今2人に1人ががんになると言われている時代でございますけれども、一方で、がんは本当に亡くならない病気とも言われ始めている。やはり早期発見によって生存率も上がるということで、そういう意味で、がんに限らず、どういう病気もやはり早くに異常を検知するというのがその後の生活の、いわゆるQOLの向上につながりますし、また、行政視点、これは行政視点といつても結果

的には市民サービスの向上につながるわけですが、今、議員御指摘いただいたとおり、健康寿命を延ばす、医療費を削減するというのは市の財源の健全化、その先の市民サービスの向上につながるわけですので、そういう観点から受診率の向上というのを取り組まないといけないと思います。

そのときに、受診率向上のためにできることは様々あると思うんですけども、今日、感想ということで言っていただきましたので、1点少しお話しさせていただきますと、この受診率向上はしっかりと担当部局も取り組んでおりまして、今年に関していうと、例えば、保健師の職員からぜひ受診率向上のために健診のPRに協力してほしいという声がけをしてもらいまして、私も別途、当然、個人的に共済の健診は先月受けたんですけども、6月に健診が本格化する時期にべんがら村の健診会場にお伺いをして、そのPRに私も協力させていただきました。健診を呼びかけるポロシャツを着て実際各地を回って、広報に使う写真を撮ったりですとか、また、その際にPRと併せて、このがん検診、八女市の場合ですと男性が対象は若くて40歳以上ですので、私はまだがん検診を受けたことがないんですが、そのときに、先ほど御指摘いただいたバリウムは実際飲めなかっただんですけども、胃のバリウム検査の検査台に乗せてもらって実際に回転する機械を経験させていただきまして、確かにあれは非常に負担だなと。私は比較的体力があるほうだと自負しておりますが、それでも結構つかまらないといけない、体に負担がかかるというのは実際に私も体験させていただいて本当に初めて分かったところです。

そこをどう改善するかということで、当然、医療機器の発達、さらなる負担の軽減が望まれるところですけれども、なかなかそこは医療技術のところで、市として直接取り組むのは難しい。じゃ、市として何ができるかというと、やはりある意味、検査のときはバリウムにしても回転台にしても負担だとしても、その負担を乗り越えたその先にそれ以上の健康という利益がある、その健康の重要さ、健診の重要性というのをしっかり市民の皆さんに伝えるということがやはり行政として全面的に取り組まないといけないのかなと思います。

そういうふうやって伝えていくかというところは、今御指摘いただいたように、やはりAI、デジタル、医療DXという言葉も今普及しておりますし、そういうところをしっかりと活用していくことも当然大事ですけれども、やはりそこはお一人お一人にしっかり大事さを伝えていく。当然、私の答弁、課長の答弁でも申し上げたとおり、はがきを送るですかいろいろ広報に載せる、そういう取組も必要ですけれども、やはりお一人お一人にしっかりと訴えていくというのが大事だと思いますので、その手法については形式的に陥らないよう、しっかりと毎年の健診の受診率ですとか市民の皆様のお声を踏まえながら、適切な受診率向上の取組について引き続きしっかりと検討して取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○17番（栗原吉平君）

ありがとうございました。

私も始まって以来、18回全て受けたんですけれども、やはり機器、そこに携わるスタッフの方というのは本当に献身的にその人の、どうもないのに診てくれますから、無料で診てくれますから、こんないい診断はないわけですね。なぜこんなに少ないかというのは非常に疑問に思っておりますし、やはりここにおられる方、それから、ライブで見られる方、どこにカメラがあるかは分かりませんけれども、ぜひ行ってもらって、八女市の受診率のアップにつながるように私もここで一般質問させていただいたところでございますので、よろしくお願いします。

次の質間に移りたいと思います。

もう時間も押し迫ったので、端的にやっていきたいと思うんですが、昨年あたりから抹茶ブームですね。あの有名なアップルの創始者でありますスティーブ・ジョブス、この方が、抹茶を飲むことでなく、そこに込められる精神性が世界に誇る日本の文化だと言ってから、追い打ちをかけるように、やはりアップルの創始者でも日本の抹茶を絶賛したということでございまして、農林水産省のホームページによると、お茶農家はどんどん減ってきているわけですね。平成20年に4万6,000戸あったお茶農家は令和5年に1万9,000戸までに減少しておる。茶畠面積も3万ヘクタールから2万ヘクタールに激減しているわけですよ。そして、いわゆる昨年からの抹茶ブームといってから、生産者は翻弄されているわけですね、どういう茶の経営をやっていこうかということで。

八女市の今の茶農家の実態、面積、それから、どのように変化しているのか、課長、分かりましたら教えていただけますか。お願いします。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

今、世界的な情勢を御教示いただきましたけれども、八女市におきます状況を御報告申し上げます。

茶園面積でございます。5年間の推移で、5年間の動き、5年前、令和3年で申しますと977ヘクタール茶園がございまして、現状が948ヘクタールで、29ヘクタールの減少ということです。これは面積で3%減少ということです。

八女の基軸であります伝統本玉露で申しますと、13.5ヘクタールあったものが令和7年は8.6ヘクタールで、4.9ヘクタール減ったということで、率で36%減少しておるところでございます。

部会員数で申しますと、令和3年度775戸、令和7年度で603戸ということで、172戸の減少となっております。22%の減少ということです。八女伝統本玉露生産者で申しますと、

116戸あったものが73戸、43戸の減少ということで、率的には37%の減少ということになっております。

この動きを見ますと、やはり兼業的な茶業農家とか荒茶出荷主体の兼業農家の方の減少、あるいは八女伝統本玉露、これはなかなか生産コストに見合わないといったところも含めての減少だろうと理解をしております。

以上でございます。

○17番（栗原吉平君）

やっぱり全国もそうでございましょうし、玉露も令和3年から半分ぐらいになったということで今報告がございましたけれども、今年の一番茶の平均価格が4,265円、昨年と比べて1千円上がっておりました。茶の輸出に関しましては10年前の2.5倍、そのうち抹茶が7割、9,000トン輸出されております。

碾茶の価格、それから、碾茶としての面積はどれぐらい今現在で八女にあるのか、碾茶の平均価格というのはどれぐらいと把握されているのか、お聞きいたします。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

碾茶の価格と面積ということでございます。

面積につきましては、先ほど伝統本玉露、それ以外という形で申しまして、詳細は、伝統本玉露は手摘みでございまして、それ以外のハサミ園というくくりで、なかなか生産履歴、トレーサビリティーの収益の関係で詳しく面積は把握できておりません。

ただ、出荷量ベースでいきますと、茶取引センターの数字でございますけれども、今年が117トンで、昨年比147%の出荷量がっておりました。平均単価で申し上げますと、碾茶で約5,400円ということで、昨年比の154%の平均価格の伸びということになっております。

以上でございます。

○17番（栗原吉平君）

今までの茶園面積から煎茶から碾茶に変わるのがどんどん増えてきております。八女茶への行政からの支援は、やっぱり10年先、20年先を見るごたっやり方をやりますけれども、生産者というのはあしたの生活にかかっておるわけですよ。ということは、碾茶がやっぱり高価格がいいなら、それは変えていきますよ。伝統本玉露の面積がこれだけ減っておるということは、恐らく碾茶のほうに変えられたということじゃないかと思っております。

昨年から茶商さん、それから、生産者、問屋さん、もう抹茶の注文が殺到しております。これもブームだとは思うんですが、やはりその訳は、先ほど申しましたようにインバウンド、あるいはSNS、それから、アメリカとかEUとかドバイからの注文が殺到しているという状況の中で、どうしても碾茶を作らにやいかんとなっております。煎茶の二番茶、荒茶単価

で煎茶の2倍、抹茶は玉露の1.5倍、これやつたら、やっぱり碾茶を作る農家がどんどん増えてきやせんじやろうかと。ある1つの団体、企業体でも7割を碾茶栽培にしたということでございました。

そこで、この間、ヤフーのニュースを見ましたら、先月、中国が世界的一大抹茶供給源になったと。日本で人気のある抹茶を生産拡大するということで、これまた中国が出てきております。何で来とるかというと、世界での日本茶人気の中、中国が抹茶の一大供給源として存在感を高めている。内陸部の茶どころの貴州省銅仁市は抹茶を地域ブランドとして打ち出して、抹茶を本格的に日本市場に攻勢をかけるということで、2023年の日本の碾茶生産量は4,100トンで、銅仁市の計画が達成されれば日本の半分の規模となると。日本の抹茶生産量の半分は中国のある一部の都市の業者が作っているということでございます。何と書いてあるかというと、その業者は日本から専門家を招いて技術を取り入れているということで書いてあります。今年は5,000トンを作るということでございます。

これをよくよく考えてみると、確かに今、生産者は一生懸命になって碾茶を作るともいいですけれども、一過性のブームに終わってしまうんじゃなかろうかと思って、非常に心配しております。一方、煎茶のほうは家庭から急須が消えております。玉露に至っては、今年、全品のほうで黒木町の徳永君が一等一席を取られました。そして、八女市は産地賞で、八女市が玉露の産地をとなっております。いわゆる冒頭申しましたように、伝統本玉露は八女市は重々やっぱり作っていかにやいかん。碾茶もいいけれども、一方では、やっぱり伝統本玉露もきっと八女の高級煎茶として守っていかないかんと私は思っているので、本当に伝統本玉露が守っていくのかどうか。今、伝統本玉露を一生懸命になってしまふ人たちが碾茶に変わっていくと、碾茶のほうがもうかりますから、どんどん変わっていくということは数字にも表れてきよると思うんですね。やっぱりこれじゃいかんと、本当に守れますかということです。例えば、1反当たり100千円の補助、それから、3年に1回ですけれども、上にかけるこも、すまきの補助、こういったものをやっております。しかし、一番問題は何かというと、伝統本玉露を守るためにには摘み手の問題ですね。もう摘み手さんがいないんですよ。これは摘み手さんを確保しないとどうにもならないといって、どしこ補助金をやってもなかなか集まってこないというのがございます。ぜひここら辺りの情報をきちんと把握して、じゃ、どれぐらい碾茶としてやっていくのか、煎茶として持っていくのかというのはきっと方向性を示すことが必要だろうと思っておりますが、課長、そういう面ではどのようにお思いですか。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

八女市としましてというよりも、関係機関一丸となって、やはり八女は高級茶の産地であ

るという認識の下で、伝統本玉露は絶やすことはできない、そういう認識でございます。

3月の折にもある議員のほうから玉露の継承についてのお願いもございましたので、市のほうでも八女伝統本玉露については特段の支援をさせていただいておるところでございます。御紹介になりますけれども、補助金をやっても続かないという現状、摘み手の問題を御指摘がありましたけれども、やはり人的な問題であるというところが一番の課題かなと思っております。

今の取組を少し紹介させていただきますと、昨年度からになりますけれども、星野地区で玉露摘みサポーターの取組ということで実施をしております。今年は20名から30名の応募がありまして、非常に摘み手の確保につながっているものと思います。それから、黒木地区になりますけれども、八女茶サポーターということで、笠原地区の茶工場を中心でございますけれども、短期雇用システムの導入協議会ということで、これも全国のアルバイターを募集して、主には愛媛とか沖縄を中心とお聞きしておりますけれども、これも延べ43名ほどですね。これは主にお茶の摘採の補助とか、生葉を積んで工場までの運搬とか、そういったところで役立っているとお聞きをしております。

また、関係機関において、伝玉ステーションということで、3月にも御紹介させていただきましたけれども、急傾斜な茶園まで行く、高齢化している摘み手の問題とかを含めて、ほ場で八女伝統本玉露の枝を取ってきて作業所内でやるというところで、これも昨年、今年と検証しております。これはJAがあっせんしておりますデイワークですね、短期雇用アプリも絡めたところで今検証しておるということですので、こういった一連の取組が補助金じゃない部分での担い手確保につながっていくということが重要だらうと思っております。

以上でございます。

○17番（栗原吉平君）

行政の意気込みをお願いしたいと思います。

今、抹茶は栽培しやすい、あるいは収量が多い、病害虫に強い、この品種改良がどんどん進んでおります。鹿児島県、これは2020年の登録の黎明という品種を出しております。令和4年に130ヘクタール植えております。鹿児島県は何で言いよるかというと、抹茶で世界を、煎茶で国内をということで、大きな目標を立ててやっているわけですね。なら、品種改良せにやいかんということで、黎明という品種にどんどん変えて、国の改植補助金をみんな分捕つとるわけですよ。そいせん、これはいかんなと思ったんですけども、そういう感じです。

静岡県はつゆひかりと、これは抹茶の典型的な品種で、向こう3年間、この品種を県外に持ち出すなということでがちっと固めて、このつゆひかりというのをがちがちに固めて、どんどん売り出そうと、抹茶ブームが去った後のことを考えているわけですね。

八女も、福岡県としてどうするのか分かりませんけれども、今日も新聞に載っておりましたが、いろんな形でPRも必要だと思うんですが、やっぱり抹茶と煎茶をどのようにバランス的に持っていくかというのは行政が主導していかんと、なかなか生産者だけではいかないと私も思いましたので、最後に市長に感想を聞いて、私の一般質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

高級茶、八女茶としてのブランドをこの抹茶ブームの中でいかに今後守っていくか、発展させていくかということは、まさに行政としてもその姿勢を示していくことが大事だと思います。

一般論として伝統を守るというのは、決して伝統の形をそのまま同じ形ずっと受け継ぐのではなくて、当然、時代、時代に合わせてそれを変化させることも大事だということは、これは私の市政全体の方針の中でも申し上げていることですけれども、今、議員から御指摘いただいたとおり、今まさに茶業界が転換期にあるという中で、高級茶の八女茶というブランドを時代に合わせて変えていくと、それが八女茶の伝統を守ることにつながると思います。

その中で、抹茶という点では、今、本当に非常に抹茶のブームがすごく来ている。どこのお茶屋さん、茶商さんにお話を聞いても抹茶が足りないと聞いておりまして、やはりそこは今しっかりとこの流れに乗って碾茶への転換を図っていくということも大事であります、一方で、議員から御指摘いただいたとおり、中国がまた参入を図っている。これまで日本の長い歴史を見ても、例えば、家電だったり半導体であったり、日本が最初は強かったものがどんどん中国だったり海外が参入ってきて、安からう悪からうではなく品質でも追いつかれて産業として負けていくというのは日本が歴史を繰り返してきたところでございますので、そういう中で、どうやってこの八女茶、八女の抹茶を残していくかは、例えば、今行っているESG評価、そういったところで抹茶に関してもやはり高級茶としての地位を確立していくことが大事だと思います。

その中で、一方で、八女茶の本当のブランド力、よさというのは、やはり伝統本玉露をはじめとしたリーフ茶にその真髄があるというところは私も確信しているところですので、一方で、それが補助ありきではなくて、抹茶か伝統本玉露をはじめとしたリーフ茶かではなくて、抹茶のブームもしっかりと活用しながら、改めて八女茶の伝統本玉露をはじめとしたリーフ茶についてもスポットが当たられるような、改めてその価値が認識されるような仕組みをつくっていく、そのような形で全体の八女茶のブランドをしっかりと後世に残していくという取組をやっていきたいと思います。

以上です。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本正敏君）

17番栗原吉平議員の質問を終わります。

13時20分まで休憩します。

午後0時20分 休憩

午後1時20分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

8番小山和也議員の質問を許します。

○8番（小山和也君）

皆様こんにちは。議席番号8番の小山和也でございます。本日もお忙しい中に傍聴席に御来場いただきおりました皆様、また、ネット中継を御覧の皆様、本当にありがとうございます。

まずは7月、8月の豪雨災害によってお亡くなりになられた方の御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被災された全ての皆様へこの場から心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧・復興を願っております。

さて、本日は大きく3点質問をさせていただきます。

まず最初に、八女市内の商工業者向けの助成金・補助金制度の種類をちょっとお尋ねさせていただきたいと思っております。その中に事業承継者、いわゆる跡継ぎの方に対するそういった制度はあるものなのかということをお尋ねいたします。

厳しい社会状況の中で八女市の商工業者の方も一生懸命頑張っておられます。いろいろな制度がありますけれども、商工業者側から見るとなかなか一步踏み込めない、ちょっとハドルがあったり、難点があったりする制度もございます。そういうところを少しだけ深掘りさせていただいて御質問をさせていただきます。

2番目は、府内副業、いわゆる市長が申されますセカンドジョブ、このことは昨日、先輩議員のほうからも御質問があつていたようですが、実は、この府内副業に関しては、私は全員協議会の中で1度お尋ねをしたことがあります、その場で市長答弁をいただいておりますが、その後、市民の方から、新聞を見られた方だと思いますけど、あれは何かいと、どういう制度かいというお尋ねがございました。それで、改めてまた市長のほうからその概要等を御説明いただければ、市民の皆様に御理解、納得いただけるんじやないかということで、あえて本日一般質問をさせていただきます。そして、その中で私が感ずるところの問題点等を2点に分けてお尋ねしたいと思います。

最後は、防犯カメラの設置状況、また、この必要性について市のお考えをお尋ねいたしたいと思います。物騒な時代という言葉が適當かどうかは分かりませんが、今どういった——想

像できないような事故、事件が頻発しております。その中で、この防犯カメラの必要性というものは非常に大きなウエートを占めるものではないかと思っておりますので、ここのことろを詳細に少しお尋ねさせていただきたいと思います。

時間的に睡魔が忍び寄ってくる、そんな時間帯になってきておると思いますが、私の質問が眠気を誘うような子守歌にならないように、すばんすばんと聞いてお尋ねをしていきたいと思っておりますので、市長をはじめ執行部の皆様におかれましても、市民の皆様が納得、御理解いただけるようなしゅつとした御答弁をお願い申し上げます。

詳細につきましては、質問席のほうからさせていただきます。どうぞ最後までよろしくお願ひいたします。

○市長（簗原悠太朗君）

8番小山和也議員の一般質問にお答えいたします。

1、商工業者に対しての助成金・補助金について、(1)現在どのような制度の種類があるのかというお尋ねでございます。

商工業者に対する市の助成・補助制度につきましては、主なものとして、新規創業や新事業展開に対する補助金、経営安定を目的とした融資等の制度がございます。また、今年度から中小企業DX支援事業費補助金や企業プロモーション動画作成支援事業補助金などの事業を新設しており、現在10種類の支援制度に取り組んでおります。

(2)八女市における事業承継者及び三次承継者に対する助成金・補助金制度はあるのかというお尋ねでございます。

既に事業を営んでいる方の後継者が先代から事業を引き継ぎ、事業転換を行い、新事業または新分野に進出する、いわゆる第二創業に対する市の補助制度がございます。

第二創業以外のケースにつきましては、福岡県事業承継実現（経営改善事業）補助金の活用を御案内しております。

2、府内副業について、(1)具体的にどのようなことなのかというお尋ねでございます。

この制度は、主に2つの目的を持って導入いたしました。

第1に、多様化、複雑化する行政課題に対して、組織としてより柔軟に対応していくためでございます。近年の課題は、単独の部署だけでは解決が難しい、いわゆる縦割りでは対応できないものが増えております。この制度は、そうした分野横断的な課題に対し、部署間の連携はもちろんのこと、支所と本庁の垣根を越えることで、まさにオール八女市役所として取り組むための仕組みでございます。

第2に、職員一人一人が持つ意欲や創造性を最大限に發揮できる環境をつくることでございます。職員が情熱を持って担当業務の枠を越えて活動できる環境を整えることが市民サービスの向上につながると考えております。

具体的な制度の内容としましては、職員が所属長の承認の下、週の正規の勤務時間の最大2割を上限として、通常の担当業務とは別に、自ら希望する創造的な活動に従事できる制度でございます。

(2)本庁に限らず支所職員も含めた全職員が対象となる制度なのかというお尋ねでございます。

市民サービスの向上を図る制度であるため、支所職員も含めた全ての職員で取り組んでまいります。

3、市内の防犯カメラ設置状況について、(1)小中学校の防犯カメラの設置状況はについては、この後、教育長が答弁いたしますので、先に、(2)各自治会で防犯カメラを設置する場合の市からの補助金等はあるのかについて答弁いたします。

改めまして、(2)各自治会で防犯カメラを設置する場合の市からの補助金等はあるのかというお尋ねでございます。

本市では、行政区など、地域団体が新たに設置する防犯カメラ、録画装置等の機器購入及び設置工事費用等の一部に対して補助金を交付しております。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（城後慎一君）

8番小山和也議員の一般質問にお答えします。

3、市内の防犯カメラ設置状況について、(1)小中学校の防犯カメラの設置状況はについてでございます。

学校敷地内における犯罪防止や事故防止のため、市内の全ての市立学校に防犯カメラを設置し、不審者の侵入防止や犯意の抑制、児童生徒等の安心感の醸成に努めております。

以上でございます。

○8番（小山和也君）

先ほど、まず商工会のことについてなんですが、現在、融資等の制度も含め、10種類の支援制度を設けていただいているということに関しましては、私自身、商工会に属する会員の一人として感謝を申し上げる次第でございます。

ただ、商工業者から見ますと、先ほど申しましたように、それぞれの制度に踏み入れない要素がございます。

例えば、先ほど市長がお示しいただきました新設された中小企業DX支援事業を例に取りますと、ここに私、チラシを持ってきておりますが、分かりやすく解釈すると、各職種によって、その事業ソフト、営業ソフトを購入すれば、それを使うためのパソコンに対する補助は出しますよという、言い換えれば、パソコンのみの買換えとか、忙しくなってきたから増設は駄目ですよと、これはそういう制度なんです。

ただ、職種によっていろいろ違いますけれども、専門的な業種のソフトというものは物すごく高価なんです。ですから、パソコンは補助していただいても、その何倍もするソフトを入れることはできないというのが現状です。

このように、制度一つ一つの中にどうしても簡単にパスできない点がいろいろと含まれているわけですが、今回はその制度の一つ一つをお尋ねしておきましたら時間が足らなくなりますので、その中の、これはもうここから質問の2に入していくわけですが、事業承継者支援制度について少々深掘りをしてお尋ねいたします。

先ほど市長答弁にありました第二創業に対する補助制度というのは、現在設けてある既存の八女市新規創業・新事業展開補助制度のことと認識してよろしいでしょうか。これは担当課長、お願いいいたします。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

ただいま議員が言及されましたとおりでございまして、新規創業・新事業展開補助制度のメニューに入っております。

本制度の補助対象は3本立てでございまして、1つ目が新規創業、2つ目に第二創業、3つ目が新事業展開ということになっております。

○8番（小山和也君）

今、課長のほうから3本立てという御答弁をいただきましたが、この中の2本目が第二創業という保証対象条件を記載されております。

これを見てみると、簡潔に言いますと、後継者が先代から事業、家業を引き継ぎ、いわゆる跡継ぎですね、ここまでいいんですが、かつ、事業転換を行い、新事業、新分野に進出するとあります。ということは、すなわち既存の事業を承継していくだけ、今まで例えば、○○工務店、○○商店、○○建設というような、先代、お父さん、おじいちゃんの代からされた、その家業一本でいこうとしてもこの制度は該当しないということになるかと思うんですが、課長いかがでしょうか。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

ただいま議員が言及されましたとおり、この第二創業は既存の事業を承継するだけでは該当しないということになっております。

○8番（小山和也君）

もちろん今の既存、今展開してある事業とは別にこういったことを今からしていこうと思っておられる商業者の皆さんはたくさんおられます。ただなかなか本業、代々続いている家業を守っていくことすら今は厳しい時代だと私は思っております。

これは前にも一般質問でお尋ねしたことがあります、八女市は農林業を中心とした市でございます。しかし、その農業に従事しておられる皆さん、現在、資材、原材料の物価高騰によって非常に厳しい環境の中で頑張っておられます。そしてまた、その農業者の皆さんをユーザーとして事業をされてある市内の商工業者の皆さんは本当に危機的な状況と言っても過言ではございません。ただ、その中にあっても、家業を継いで頑張ろう、自分の代でのれんを下ろすわけにはいかないと思って必死に頑張ってある承継者の方はたくさんおられます。こういった皆さんに対して、ぜひとも市として応援をしていただきたいと思うところでございます。ただ、この問題は決して八女市だけの問題でないのも事実でございます。

課長は御存じかもしれません、阿蘇郡南小国町というところがございますが、ここでは、もともとそこにある既存の夢チャレンジ推進事業補助制度というのを設けてあります。本市で例えますと、先ほどの八女市新規創業・新事業展開補助制度と似たような制度でございますが、この制度に事業承継枠を増設されていることをお聞きいたしました。これは親族内承継が3親等以内、第三者承継、いわゆる肉親ではないが、この従業員として仕事をしてあった方が社長の後にその事業所を継いでいかれるという場合のものです。

ここで、驚いたのが、ここはハード事業とソフト事業に2つに分けてある。その補助率が各事業費の80%以内、補助率の上限が、各ハード事業、ソフト事業ごとに1,500千円ということなんです。だから、ソフト事業、ハード事業を合わせると、最高で3,000千円という制度を最近構築しておられます。

御存じのように、南小国町は人口4,000人足らずの農林業を主産業とする自治体です。しかし、このようなあちらこちらの自治体でも何らかの対策を練りながらその地元で頑張っておられる商工業者へのサポートをしてあります。南小国町と同様に同じようなことをしてほしいとは申しませんけれども、ぜひとも承継者に対する八女市独自の補助金・助成金制度を構築してもらいたいと思っておるところでございますが、ここは担当課長の御所見をお聞かせください。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えをいたします。

現在、事業承継に関する相談対応は、商工会議所、商工会、また、金融機関等を中心に取組をいただいております。あわせて、県の事業承継ネットワーク事務局から専門性を持つアドバイザーに参画いただきまして、連携した支援体制で事業承継の計画作成をお手伝いいただいているところでございます。

その際には当然、資金面のニーズがあるケースがございますので、その際には、国、県の補助金、支援制度を現在のところ活用いただいているところでございます。

現在、本市では、いわゆる第二創業のみの支援制度となっておりますので、これ以外の八

女市独自の支援策をつくるということになれば、国、県の補助メニューとの兼ね合い、これはもう役割分担といいますか、すみ分けをどうしていくか、また、それに伴いまして何を対象事業とするのかを検討する必要があると考えております。

また、福岡県の補助金につきまして、昨年度の実績を調査いたしましたところ、全県下で16件の利用実績ということでございました。本市でどれぐらいこの事業承継のニーズがあるのかも調査を行いながら、今後、研究してまいりたいと思います。

御紹介いただきました南小国町のケースでございますが、我々も全国の自治体の調査をいたしておりますけれども、基礎的自治体が行う事業としては突出して大きな補助額となっております。それだけ町として大きな課題であると捉えられているということでございますので、制度構築の経緯であったりその考え方については、私どもでも調査を行いまして研究をしてまいりたいと考えております。

事業承継支援の重要性については、市役所内部、また、商工団体とも常に議論を行っております。課題としては、一朝一夕にはいかないケース、ある一定の期間がかかる事例が多いこと、また、先代と後継者の関係、考え方の違いなど、ちょっと複雑な面もございますので、推進の手法であったり、働きかけの方法もちょっと慎重にならざるを得ないセンシティブなケースもございます。

しかしながら、福岡県のデータでは、相談件数または相談による承継の成約件数も随分、5年前と比較するとかなり増えてきている状況ですので、この重要性をきちんと認識しながら、引き続き事業承継は地域の活力の維持、発展につながる取組という考えを持ちまして取組を行ってまいりたいと考えております。

○8番（小山和也君）

ありがとうございます。本当に前向きな御答弁をいただいたと感じております。もちろん補助金、助成金とはいえ、市民の皆様の大切な税金でございます。右から左にさっさっさというわけにはいきません。ただ、やはりその点も踏まえながら商工業者の方をサポートしていただきたいと思うところでございます。

また、先ほどお示しいただいたこの八女市新規創業・新事業展開補助制度、これは3つの3本柱でありますが、実はこれに今年度、これは6月か7月かだったかと思いますが、申請してある方からお話を聞く機会がありました。これはまず、商工会が窓口である創業塾という講義を丸々2日間受けないとまずは申請資格ができないということで、この方は2日間受講されたわけです。その受講、講義はもう本当に勉強になったと言っておられました。

ところが、問題はここからなんです。

準備をしていくにつれてだんだんやる気がなくなってきたよると、士気が低下しよると、不安だけが大きくなってきたということを話されました。それはどうしてですかとお尋ねをし

ましたところ、これは助成金・補助金制度にはつきものの後払い制という壁です。設備工事が全て終了して、支払った領収書を役所に提出して、それでようやく助成金の実行というのが今の助成金・補助金制度の流れだと思っております。その方は、手持ちの資金がないから創業塾も受けて頑張ろうかと思いついたけど、どっちみち最初は自分でどげんかしてお金ばつくりにやいかんと、自己資金を準備せんといかんと、でないと領収書はもらわれんと。これは金融機関等にお願いするしかないけど、頭が痛かけん、あんまりお金がかかるならここでやめようかと残念なお話でございました。当然、国も県も商工業者に対していろいろな制度を設けてもらっておりますが、ほとんどがこの後払いという制度形態、ここが大きなハーダルになっております。

もちろん、このことも八女市だけの問題ではありません。今年7月1日の西日本新聞に掲載してありましたが、地震によって甚大な被害に遭われた能登半島の商工業者のお話が載っていました。インタビュアーのほうで、再建はいかがですかということをお尋ねされておったわけですが、再建はしたいけど、資金不足でなかなか難しいということをおっしゃつておりました。ここは災害助成金とかの適用になりますので、国や県からの補助金を合わせるとかかった再建費用の4分の3を占めるぐらいの割合で補助が出るわけなんです。ところが、これが全て後払い制度のために、まず、自己資金を調達して再建に向けなくてはいけないけど、それは簡単な金額ができるものではないからあまりにもハードルが高いと。家族とお話しされて、ここもこのまま諦めるしかないかなというお話が載っておりました。当然、国や県も柔軟な制度に変えてもらわないといけないと思っておりますけれども、まずは、この八女市で制度の見直しをしていただき、例えば、申請者と業者間の間の見積書や契約書などで助成金を交付していただくような形の改善措置がこれから必要ではないかと思いますが、ここも担当課長、ちょっと御所見をお願いします。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えをいたします。

具体的な補助事業の流れといたしましては、先ほど議員申されましたとおり、提出された申請書を審査して交付を決定した後に、申請者が事業を開始、そして、事業完了後に実績報告を提出いただくことになっております。その後、市で実績報告を審査しまして現地検査を行った上で補助金の額を確定して支払いという流れでございます。

議員御指摘のとおり、創業時の資金需要というのは創業者にとって非常に切実な課題でありまして、市としても事業者が資金を確保しやすい環境を整えていく必要性は感じております。

本事業の場合、いわゆる先払い、議員御提言のいただいた先払い、概算払いということになりますと、この要綱改正が必要になってくるわけでございまして、ここは今後、研究をし

てまいりたいと考えております。

ただ、この概算払いにつきましては、申請者、また、補助金を出す自治体側の双方にとりまして課題といいますか、心配な面がございます。

まず、申請者の課題として一例を挙げますと、事業完了後の確定検査の結果、概算払いされた額が補助金の交付の確定額を上回った場合、これはその差額を返還していただくということになります。また、経費の一部が補助対象外ということで判断された場合も返還義務が発生しまして、事業者の資金計画を狂わせる可能性というものもございます。

次に、補助金を出す自治体側、市側の課題でございますけれども、例えば、事業が頓挫したり計画どおりに完了しなかった場合も出てくると思っております。こういった場合、既に支払った概算払い金の回収が困難になるケース、また、補助金を目的外利用されるケースも考えられるところでございます。こういったことになりますと、補助金交付後の市としての監督、検査体制の強化が求められてくるということになってまいります。

こういった課題もございますので、筑後地域の近隣自治体の制度につきましても調査をいたしましたが、確認した全ての自治体が本市と同じ運用で事業完了後の交付ということでございました。

今後、この課題の整理と併せて、少し範囲を広げて自治体の調査を行いながら、議員御提言の件につきましては研究してまいりたいと考えております。

それで、補助金交付のタイミングを早める方法以外で事業者の資金需要を支援する方法としては、もう一点、いわゆる制度融資の充実ということがございます。

本市では、市内の金融機関、また、商工団体とも密な連携を取っておりますので、市の融資制度につきましても市内金融機関で相談いただける体制を整えております。また、新規創業者を対象とする融資制度を利用した方に対しては、その借入れに係る信用保証料、また、借入れから1年以内の利息については補助金を交付しております。

あわせまして、創業後の運転資金、また設備投資に係るような融資制度の利子補給についても準備をいたしておりますので、これらの制度をしっかりと周知を図りながら事業者の皆さんの資金需要を支援してまいりたいと考えております。

○8番（小山和也君）

もっともでございます。課長の言われること、よく分かります。簡単なことではございません。でも、やはりここら辺を変えていって、もちろん八女市だけのことじゃないんですけれども、県や国もそうなんですけれども、この辺を何とか柔軟な制度に変えていってもらわないと、やろうと思っておられる商工業者の皆さん、これはもう商工業者に限らず農林業者に対しても当てはまることがありますけど、この辺をやはり私としてはよりよく変えていただきたいと思いがあってございます。

また、現在は物価や資材なども大変高騰しております。制度の始まりから上限の金額も大体変わっておりません。先ほど市長の御答弁にありました10項目当たりの制度のほとんどの上限が300千円から500千円というところなんです。これは併せて上限の金額の引上げも検討していただきたいと思うところでございます。

商工業に従事してある皆さんも、厳しい状況の中に自助努力を重ねながら頑張っておられます。

市長におかれましては、この制度の構築、そして、改善も含め、八女市の商工業者の皆さんのお世主となっていただきたいと思っておりますが、制度に関しての市長の御所見をお聞かせください。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

議員御指摘いただいたとおり、この制度については、不断の見直し、改善を図っていく必要があると私も思っております。

じゃ、どういった見直しをしていくかというところで、まず金額面、これは今、議員から御指摘いただいたとおり、非常に今、物価高が進んでいる、それに伴って厳しい状況にある商工業者の皆様は非常に増えているという状況でございますので、そこは、金額について当然見直さないといけないですけれども、これは商工業者の皆様に対する補助金に限らず、本当に市の予算の使い方全体で私が大事にしている考え方なんですけれども、厳しい状況にあるので、そこに補助金を出す、そこは行政としてある意味取り組んで当然のことなのですが、厳しい状況にあるので、そこにその場しのぎ的にお金を出すだけでは、一時的に楽になってしまっても、結局その補助金ありきの事業になってしまいます。やっぱり理想を言うと、補助金なしでも本当に事業が成り立つような状況を持っていける、その後押しをするのが行政の役割だと、本当に究極の役割だと思いますので、そういった、どのようにお金が使われるか、そこは第二創業だけではなくて、通常の事業承継においても使えたほうが便利じゃないかという御指摘もいただきましたけれども、やはりそこはしっかりとその補助金の結果、一時的に楽になるだけではなくて、中・長期的にその企業の経営が改善される、そういったことを後押しできるような制度、その金額も含めて見直しをしていきたいと思います。

また、見直しという点では、その制度面、例えば、補助金の受給の条件ですとか要綱、そちらもしっかりと見直していくかないとけないと思います。

ある意味、例えば、前払い、後払いというところの観点で言えば、資金繰りの観点からは、当然、事業者の皆様からは前払いのほうが使いやすい制度になる。一方で、前払いにすると、今、課長のほうから答弁したとおり、手続面でのいろんな課題も生じますし、または、これは議員から御指摘いただいたとおり、やはりこの原資は市民の皆様からの税金、大半が税金

でございますので、それがしっかりと正当に使われているという市民の皆様への説明責任という観点では、やはりそこは後払いのほうが信頼性が高くなるという、ある意味、事業者の方の使いやすさと市民への信頼性、そこがトレードオフになる部分もあるわけでございます。だからといって、そこはもうゼロか100かではない、だから前払いしかない、だから後払いしかないではなくて、しっかりと、市民の皆様への説明責任という、制度の信頼性というのを担保しつつ、ただ一方で、極力この補助金を利用される商工業者の皆様にとって使いやすくなる方法、こちらは様々な可能性があると思いますので、そこは何より商工業者の皆様の御意見を聞きながら、できるところはしっかりと改善していく、それは金額面でも、制度面、使いやすさという面でもしっかりと日々改善を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○8番（小山和也君）

ありがとうございます。私には任せとかんですかと聞こえてしまいました。八女市の商工業者の皆さん方が希望に満ちて、事業承継、そして、新規事業展開を行っていきますように切にお願いを申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

2番目は、庁内副業について御質問をさせていただきます。

これは先日、先輩議員も質問をされておりましたが、先輩議員がちょっと時間が足りなかつたようで名残惜しそうにしてありましたので、あとは私が引き継いで、あと質問を二、三点させていただきます。

庁内副業ということが新聞に記載されたわけですね。やはり副業と聞けば市民の皆さんには、庁舎もきれいになって新しゅうなったけん、役場の中でアルバイトができるようになつたばいのと勘違いされる方も当然おられると思います。そこで、市長から先ほど御答弁いただきましたので、それで御理解いただければ幸いかなと思うところでございます。

そこで、お尋ねですが、この勤務時間の20%を目安に庁内副業ができる仕組みとありましたが、例えばというか今現在、就業時間が午前8時半から午後5時15分とした場合に、この20%というと、時間に直すと1.75時間ぐらいになるかと思います。この時間がどのような形でこのセカンドジョブになるのか、まず教えてください。

○未来創造戦略室長（丸山 隆君）

お答え申し上げます。

この20%の時間ということでございますが、厳密に何時から何時までという形ではございませんで、まず、制度の説明を少しさせていただきたいと思っております。

基本的に職員につきましては、各部署に配属をされまして、それぞれが各担当での業務を遂行していくということになっておりますが、このセカンドジョブ制度について、その担当業務の整理、それから見直し、それから、DXの活用をして業務の効率化を図っていくと、

その中で最大20%の時間を持つていくと、生み出していくということでございます。

例えば、これまで100の仕事をしていて、それに対して100の時間で業務を行っていたとするならば、この業務効率を進めることによって、これを90の時間、もしくは95の時間でも構わないんですが、最大で80の時間でできるような工夫をしていきましょうというものでございます。この生み出された時間、こちらを使って今後の八女市の将来をどうしていこうかと、様々な政策的な課題ありますけれども、そういった課題解決に向けた取組に参加してみようか、また、各部署での業務のサポートに入ろうと、または本庁と支所の垣根という形ですが、支所のほうでは様々なイベントであったり祭り、こういった事業を持っておりますけれども、どうしても人為的な部分でスムーズな運営が困難である場合については、このセカンドジョブを使って人員を募集し、対応していくということで、各部署間、もしくはその本庁と支所、この垣根を越えた人員の交流、こういった取組をすることによって結果として市民サービスの向上につながっていくものと考えております。

その時間については、何時から何時までと、そういった形ではございませんので、よろしくお願ひいたします。

○8番（小山和也君）

詳しく御説明いただきありがとうございました。

これは2013年より職員提案制度という形で導入しており、昨年までに178件の提案があり、毎年数件を採択し、政策に反映してきたとありました。この政策に反映された大きな代表例を教えていただけますか。

○未来創造戦略室長（丸山 隆君）

お答え申し上げます。

この職員提案制度につきましては、先ほど議員言われたように、2013年からスタートをいたしております。通算でですが、これまで178の提案が寄せられておりまして、これまで十数件の採択がなされたということでございます。

直近の事例としましては、八女市こども送迎センター事業、それからオフィスBGM、こういったものがございます。

以上です。

○8番（小山和也君）

ありがとうございます。

また、今度のセカンドジョブでは、対象者が、本庁の職員だけでなく、各支所の職員を含めた全職員が対象という市長からの御答弁がありました。

そこで、市長にお尋ねいたします。

その場合、従来の職員提案制度のときは、提案者は参画できなかつたけれども、今回のセ

セカンドジョブでは、提案者もその業務に参画が可能とありました。先ほど市長が申されましたように、仮にプロジェクトチームのようなものを立ち上げられた場合に、各支所からも参画されるとなると、少数で仕事をされておる支所にとっては、本来の支所の仕事、支所機能に支障が出るのではないかといったことも気になる点があります。

また、これは先ほど市長からの説明で大体分かりましたが、当初、勤務時間の20%以内、時間に直すと1.75時間というこの時間で例えば、星野支所や矢部支所からそういった参画するとなると、これはもう通勤時間だけで終わってしまやせんじやろうかという感じがするわけでございます。その辺りはどのようにお考えでしょうか、御所見をお願いいたします。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、例えば仮に今、星野や矢部といった比較的人数の少ない支所の職員全てが20%を別の業務に使うとなると、やはりそれは支所の運営、通常の業務の運営に支障が出るのではないかと私も想像するところでございます。そのときに、もちろんそうならないように本制度を運用していくわけですが、まず、1つ御説明しておきたいのは、2割を上限と冒頭申し上げましたとおり、この2割というのはあくまで上限、最大で20%正在しているのであって、この制度を利用する職員全てがいきなりその20%、先ほど時間で御説明いただきましたが、週5日勤務ですとちょうど週1日になりますが、20%を丸々使わないといけないというわけではなくて、もう本当それは数%から1%だったり3%だったり、1時間、2時間単位でまずは始めていく、その中で制度を改善していくのも必要ですし、また、これは先ほど未来創造戦略室長からも答弁させていただきましたとおり、これは業務改善と常にセットであるべき事業でございますので、そうやってまずは、少ない時間から進めながら業務改善も進めるし、このセカンドジョブ制度自体も改善していくしという中でやっていくものだと思っております。

また、支所の職員の時間が取られるんじゃないかという御懸念につきましては、まず、そもそもこの制度を導入しようと思った様々な目的、私の考えている意義ありますけれども、1つは、むしろ支所の職員に業務の負担が寄り過ぎている。一番直接的に感じたのは、今年の大藤まつりのときに——私は大藤まつり、三、四回行きましたけど、毎回行きたびに、黒木支所の同じ職員が事務局だったり警備で駆り出されている。やはりそこがどうしても各支所管内の業務については支所の職員だけでやるという、当然今まで柔軟な人員配置は行われていたところではあると思うんですが、ただ、どうしてもそこがある意味、職員の属人的な関係だったり慣例で行われているところにメスを入れて、職員、会計年度さんも入れると全部で1,000人いるわけですから、そこをもっと柔軟に、人と、その人のそれぞれが持つ時間の流動性を高めたいということを目的に本制度を導入しましたので、むしろ今、支所の業

務が1人当たりの負担がかなり多いところをもっと本庁のほうである意味引き取れるようについて、そこを柔軟に分散できるようにということを目的にしたところでございます。

そういう意味で、じゃ、仮にそうなると支所の職員はなかなか本制度に手を挙げれないんじゃないのかという指摘もあるかもしれないですけれども、例えば、じゃ、支所のある職員が本制度に時間を使いたいとなったときに、じゃ、どうしても空いてしまう穴をまた別の本庁の職員でそこを埋めるですか、本当にこの制度、これは何か法律にのつたものではない、中の制度でございますので、そういう意味では柔軟性は本当に高いと思っております。そういう柔軟性というものをしっかりと活用しながら、何よりも目的はその結果としての市民サービスの向上でございますので、この制度を使うことによって市民サービスに穴が空いてしまうようではもう本末転倒でございますから、まずはしっかりとこの制度をより改善していく中で市民サービスに影響がないようにというのはしっかりと徹底してこれから運用してまいりたいと思います。

以上です。

○8番（小山和也君）

ありがとうございます。私自身は、この八女市にとりまして、各課の垣根を取って職員の皆さんからの意見や提案を政策に反映していくということは大変意義のある建設的な制度だと思っております。

しかしながら、先輩議員も懸念しておられましたように、これは各支所機能を含めた本来の職務の遂行に支障がないようなセカンドジョブスタイルの構築をお願い申し上げ、最後の質問に移りたいと思っております。

3番目は、防犯カメラの設置状況、また、補助のことについてお尋ねをいたします。

先ほど教育長答弁で、小中学校には全てのところに設置しておるという御答弁をいただきました。これは100%という認識でよろしいでしょうか。課長お願ひいたします。

○学校教育課長（高巣雅彦君）

お答えいたします。

市内の小中学校、義務教育学校、21校ございますけど、全てに合計94台の防犯カメラを設置いたしまして、100%の学校に設置いたしているところでございます。

設置箇所につきましては、見通しが困難な場所であったり死角となる門、建物出入口付近に設置しております、校長と協議をしながら設置をしているところでございます。

以上です。

○8番（小山和也君）

今、課長からの御答弁で100%ということで大変安心をいたしました。現代社会において

は、予想だにしないような、本当に悲惨な事件や事故が多発するようになってきております。小中学校の児童生徒が安心して学校生活を送るようにしていかなければなりません。

そこで、校舎には100%設置してあるということで安心しましたけれども、通学路を含む各行政区にもこの防犯カメラの設置が必要となってきたように思われます。補助金の件は市長からも御答弁をいただきましたけれども、通告書を提出後にこの補正予算が出ておりまして、その事業説明書の中で私自身確認することができました。補助率は4分の3以内、1台につき250千円を限度とし、1申請団体につき当該年度に4台を限度とすることのようです。

そこで、お尋ねですが、各行政区に設置してあるカメラ、録画機等の購入及び設置工事費などの一部には補助金が交付されるということですが、これは電気代とか維持管理費、いわゆる定期的なカメラのメンテナンス費はどのようになっておるでしょうか。これは所管が変わると思いますので、担当所管課長よろしくお願ひします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

本市では、地域における安全確保や街頭犯罪の抑止などを図ることを目的としまして、行政区等で設置される防犯カメラにつきまして、設置費用の一部を補助いたしております。これは平成30年度から実施をしておるところでございますが、対象経費としましては、道路、公園等の公共空間を撮影する防犯カメラ、録画装置等の機器購入費及び設置工事費となりまして、修理費用、それから、電気料金等の維持管理費用は対象経費外となっております。

○8番（小山和也君）

私の住む旧星野村に上郷地区というところがございます。ここはまさに市長が幼少期過ごされた行政区ですよね。お懐かしいですか——ありがとうございます。これは旧星野村のやや奥のほうの行政地区になります。ここは、地域の人たちが星野で一番最初に自主的に防犯カメラを設置しております。メンテナンスや電気料などもその自治会で対応しておられると言聞いております。

この地区で、実は一昨年、不法投棄の事件が発生いたしました。それも少量ではなく、薬品関係の大量の不法投棄でした。解決までに1年ぐらいかかりましたが、この事件解決の大きな要因となったのが、この地区にある防犯カメラに不法投棄をしたトラックが映っていたと。このことが事件解決の大きな糸口になったわけです。

また、最近ですと、行方不明者の捜索が出た際にも、この地区の防犯カメラと、また、個人で設置してある防犯カメラでこの辺りやないだろうかということを想定できまして解決できたという事案もございました。田舎だから安心できるというわけではございません。このことは小中学校においても同じことが言えます。自治会長さんやPTAの皆さん方からの要

望を基に、防犯カメラの設置はこれから時代に必要不可欠になってくることだと思っております。実際、今回も補正が出るほど、それだけ要望が多いということです。

そこで、お尋ねです。

先ほどの課長の御答弁の中で、電気代は各自治会でということでございましたが、電気代やメンテナンス、修理といったその費用は、旧八女市も旧八女郡のほうもあまり変わらないんじゃないかなと思いますが、これを自治会で対応するとなると、人口が少ない東部地域の皆さんには負担が大きくなっていくということでございますが、旧八女市においても、各行政区で人口数が違う場合はその電気代等に差が出てくる形になってくるわけでございます。

人口が少ない東部地域の皆さんも、旧八女市の皆さんも、できるだけあまり差が出ないような、自治会の負担が軽くなるような施策をお願いできないだろうかと思いますが、ここは自治会のことも含みますので、副市長の御所見をお願いいたします。

○副市長（原 亮一君）

お答えさせていただきます。

防犯カメラの効果といいますか、抑止力というのは大変しっかりとあると思っております。不法投棄に対する効果でありますとか、行方不明者に対する発見の効果とか、議員の御指摘いただいたとおりだと思います。

それから、防犯カメラを設置するという地域の合意形成に当たってどういうところが危険でどういうところにカメラが必要かということを、そういう協議をしていただくこと、それ自体にも大変意味があることだろうと思っているところでございます。今後も地域の皆様の要望に応えながらこの制度を運用していくにやいかんと思っております。

一方で、補助事業という形で制度設計しているということは担当課長が説明をしたとおりでございますが、考えた方としては、1つは、公共的に必要があるという意味で補助金を4分の3ということで、一般的な補助よりも高額な率で交付をさせていただいているというところであります。それは公益性があるという考え方。

もう一方で、受益者負担の考え方といいますと、やっぱりその設置をする地域の方が一定の恩恵をいただけるということで、一定その受益の負担をお願いするというのがこの基本的な考え方でございまして、いわゆる地域との協働でこの事業が成り立っていることが基本になっていると思っています。

それからもう一つは、地域の皆様でそういう電気代、維持管理をしていただくということは、その施設に対する関心が継続していく、持続していくものということもあると思います。そういう意味で、今の制度としてはそういう行政と地域の方の協働的な取組という形で補助事業については設計をさせていただいているということで御説明をさせていただきたいと思います。

一方で、東京都辺りはそういう電気代あたりを行政が負担をする形もある。そこはやっぱり犯罪の状況とかがありましょうから、その辺についてはしっかりと我々としても内部で議論をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○8番（小山和也君）

ありがとうございます。もう関心は皆さん非常にあるかと思います。

冒頭申しましたように、現代社会は想像を絶するような悲惨な事故や事件が多発しております。これらの防犯抑止力も含めて、各自治会やPTAなどからの要望があった場合は、速やかな防犯カメラの設置と、先ほど副市長からの御答弁にありました電気代なども、よければ各自治会の負担が少しでも軽くなるような施策を今後お願い申し上げます。

今回は、商工業者への助成金、また、補助金制度の件、そしてセカンドジョブについて、そして最後は、防犯カメラの設置について、大きく3点を質問させていただきました。

市長におかれましては、八女市の農林業者、また、商工業者を取り巻く、経済に強い、そして、防犯・防災に強い、そして、そういった危機管理にも強い、子どもたちから高齢者まで安心・安全に、そして、士気高く暮らせる強靭な八女市をつくっていただきますことをお願い申し上げますとともに、市長が御自宅に帰られましたら、くつろぎのお時間は八女茶を飲んでいただきますことを付け加えてお願い申し上げ、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

8番小山和也議員の質問を終わります。

14時30分まで休憩します。

午後2時22分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

18番三角真弓議員の質問を許します。

○18番（三角真弓君）

皆様大変にお疲れさまです。公明党の三角真弓でございます。一般質問も3日目、本日最後となります。皆様大変にお疲れのことと思いますが、最後までの御清聴をよろしくお願いいたします。また、本日は足元の悪い中に、またお忙しいところ、傍聴においていただきまして心より感謝を申し上げます。また、インターネットで視聴してくださっている皆様、心より感謝を申し上げます。

では、さきの通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

初めに、民生委員・児童委員、主任児童委員の在り方についてお尋ねをいたします。

気候変動により、今年も全国的に酷暑が続き、また、今年2月の極寒とも言えるような寒さは皆様の記憶に新しいと思われます。そのような中、高齢者の皆様宅を一軒一軒訪問される民生委員・児童委員の皆様、また、新生児訪問をはじめとし、子どもや子育てに関する福祉支援を専門的に担当される主任児童委員の皆様方、初めに皆様方に対しまして心からの敬意を表するものでございます。

ところで、現状では、単身高齢者、高齢者のみ世帯の増、不登校をはじめとする子どもたちを取り巻く多くの課題に対し、その業務はいかに大変だろうかと予測をされます。

そこで、現状と課題について、1、選任の在り方はどのようにになっているのか、2、関係機関との連携は取れているのか、3、職務に対して、今後の処遇改善の考えはあるのか、3点についてお尋ねをいたします。

次に、今後の子どもたちの居場所づくりについてであります。

文部科学省によると、日本の小中学校における不登校の児童生徒数は、2023年度で34万6,482人に上っております。近年は、学校外の多様な学びの場も広く知られるようになり、不登校の子どもたちへの支援は変わりつつあります。その多様な学びの在り方、また、それに伴う居場所づくりについて、八女市教育支援センター「あしたば」と、ほっと館やめについてお尋ねをいたします。

最後に、星野村山村留学制度の今後の在り方についてお尋ねをいたします。

この制度は、平成2年度にセンター方式で古民家星野塾としてスタートいたしました。35年間という歴史を築いたこの制度は、地域住民の方々の応援なしでは続けることはできなかったと推察されます。この制度が今後、八女市外の子どもたちの多様な居場所づくりとして存続していくことができるのであればとの思いで、今回質問をさせていただきます。

詳細は質問席にて順次質問をさせていただきます。できるだけ大きい声で、明確なる御答弁をよろしくお願ひいたします。

○市長（簗原悠太朗君）

18番三角真弓議員の一般質問にお答えいたします。

1、民生委員・児童委員、主任児童委員の在り方について、(1)現状と課題について、アの選任の在り方はどのようにになっているのかというお尋ねでございます。

民生委員・児童委員、主任児童委員の選任は、民生委員法により市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者を都道府県に推薦し、厚生労働大臣が委嘱することになっております。本市では、民生委員推薦会にお諮りする民生委員・児童委員については各行政区長に、また、主任児童委員については地区代表行政区長にそれぞれ推薦をお願いしております。

イの関係機関との連携は取れているのかというお尋ねでございます。

本市では、民生委員法に基づき、八女市民生委員児童委員連絡協議会を組織し、関係機関・団体との連絡調整や連携した活動等に取り組んでおります。具体的には、毎月定例の校区会長会等に地域包括支援センターや社会福祉協議会、市の関係各課から担当者が参加し、情報共有や意見交換を行っております。また、民生委員・児童委員による日頃の戸別訪問等においては、必要に応じて保健師等の専門職員が同行するなど、関係機関との連携を図っております。

ウの職務に対して、今後、処遇改善の考えはあるのかというお尋ねでございます。

民生委員法では、民生委員・児童委員及び主任児童委員には給与は支給しないとされていますが、活動に要する費用として、国、福岡県から活動費が支給されます。さらに、本市では別途、国、福岡県と同額の活動費を支給しております。今後、この活動費につきましては国、福岡県の動向を注視し、活動の実情に応じて見直しを行っていきたいと考えております。

2、今後の子どもたちの居場所づくりについて、(1)八女市教育支援センター「あしたば」については、この後、教育長が答弁いたしますので、先に、(2)ほっと館やめについて答弁いたします。

2、今後の子どもたちの居場所づくりについて、(2)ほっと館やめについて（上陽も含む）、アの現状と課題は及びイの居場所づくりとしての位置づけはについては、一括して答弁いたします。

福祉生活支援室ほっと館やめは、社会福祉協議会の運営により、現在、旧八女地域と上陽地域の2か所に設置されております。この施設では、生活困窮者、ひきこもり、不登校などの様々な困難を抱える方々を対象に、相談支援や居場所の提供を行っております。また、子どもたちが安心して過ごせる居場所としての役割も担っており、利用者が社会とのつながりを維持しながら、自分らしく成長するための重要な拠点として位置づけております。

これまで、ほっと館やめでは、教育支援センター「あしたば」などの関係機関と連携しながら、支援を必要とする子どもや家庭への事業の周知や相談対応を積極的に進めてきました。その結果、利用者は徐々に増加しております。

今後の課題として、子どもたちの多様なニーズに応え、生活経験や学習習慣の習得を促すなど、適切な支援を提供するために、専門の支援員等の職員体制のさらなる充実が必要だと考えております。

2、今後の子どもたちの居場所づくりについて、(1)八女市教育支援センター「あしたば」について及び3、星野村山村留学制度の今後の在り方については、この後、教育長が答弁いたします。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（城後慎一君）

18番三角真弓議員の一般質問にお答えいたします。

2、今後の子どもたちの居場所づくりについて、(1)八女市教育支援センター「あしたば」について、ア、現状と課題はについてでございます。

教育支援センター「あしたば」の現状としましては、市内各地から体験入所者も含めて17名の児童生徒が通所しており、昨年度までの通所者数は増加傾向にあります。課題としましては、広域からの通学手段や指導に当たる指導員確保等がございます。

イ、居場所づくりとしての位置づけはについてでございます。

教育支援センター「あしたば」を中心に、校内教育支援センター、各地域の社会福祉協議会のほっと館やめ等が個々の状況に応じて連携協力し、居場所を提供するとともに、学校復帰や将来の社会的自立に向けた取組を行っております。

3、星野村山村留学制度の今後の在り方について、(1)現状と課題は、(2)利用者拡充のための今後の考えは及び(3)将来の星野村山村留学制度が目指すものはについては、一括して答弁いたします。

星野村山村留学制度は平成2年度からスタートし、地域住民、学校関係者及び行政などによる山村留学を育てる会の下で取り組まれ、平成16年度から現在の星の自然の家を拠点として、平成2年度から令和7年度までに287名の児童を受け入れております。

山村留学事業の運営方針や児童のケア及び指導員の確保などの諸課題につきましては、定期的に会合を持って、よりよい山村留学制度となるよう、現状と課題の把握に努めております。

利用者拡充のための今後の考えにつきましては、子どもたちが1年間親元を離れ、共同生活ができるように、受け入れる施設の機能及び運営体制などの環境を整えていく必要があると考えております。

将来の星野村の山村留学につきましては、地域の見守りの中で、地域の児童と山村留学児童が共に学び、自然体験活動や集団生活を行いながら、思いやり、自主性、協調性を育む取組を進めることで、学校教育の活性化と活力ある地域づくりを目指してまいります。

以上、答弁申し上げます。

○18番（三角真弓君）

最初に、民生委員・児童委員、主任児童委員の在り方ということでございますけれども、改めましてこの歴史について触れたいと思います。

民生委員制度は、大正6年に岡山県で貧困救済方策として創設された済世顧問制度を始まりとします。昭和11年には方面委員令が公布され、今日の民生委員制度の原型が確立されました。昭和21年、民生委員令の公布により、方面委員の名称が現在の民生委員に改められました。翌昭和22年に児童福祉法が制定され、その中で、児童委員は民生委員をもって充て

ると規定されました。

民生委員は、一貫して生活困窮者の支援に取り組むとともに、時代の変化に応じて新たな活動に取り組むなど、地域の福祉増進のために常に重要な役割を果たすことになり、社会的に高く評価をされました。

その後の社会情勢等の変化により法改正が繰り返される中、様々な問題を抱える家庭の相談、援助活動を行う児童委員への期待の高まりを背景に、平成6年に児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が制度化され、平成13年に法定化されました。平成29年には、この済世顧問制度創設から100周年目という節目を迎えております。この長い歴史を持つ制度であります。

ちなみに、5月12日は民生・児童委員の日となっております。戦前、戦中、戦後、嘗々と続いてきたことに対しまして、改めて今までその任務を担ってくださった皆様に心から敬意を表したいと思っております。

では、質問に入ってまいります。

ちょうど今年、令和7年11月は3年ごとの改選時となっております。今日に至るまで、民生委員・児童委員、そして、主任児童委員の方々が全て決定をしているのか。八女市におかれましては、民生委員・児童委員188名、主任児童委員26名という構成になっておりますけど、一斉改選に対しての状況がどうなっているのかをお尋ねいたします。

○福祉課長（甲斐田英樹君）

お答えいたします。

一斉改選に伴う推薦の状況でございます。8月5日に、これまで推薦いただいた方々の推薦会を開催いたしました。そのときに議論しましたのが、民生委員・児童委員、定数187名のうち172名、それから、主任児童委員が定数26名のうち22名。民生委員・児童委員につきましては、この時点での未提出が15名、それから、主任児童委員については4名となっております。その後、隨時、推薦書が出てきております。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

あと何名かの方が決まっていないということですけれども、この選任に当たって、民生委員・児童委員さん、また主任児童委員さんをどういう形で選任をされていくか、その手段ですね、現状どうなっているのか、お尋ねします。

○福祉課長（甲斐田英樹君）

お答えいたします。

先ほどの市長の答弁にもございましたように、民生委員・児童委員につきましては行政区長さんに、それから、主任児童委員につきましては校区の代表の行政区長さんにお願いをし

ております。ただ、行政区長さんお一人にお願いしているわけではございませんで、地域で協議をしていただいて、推薦書の提出を行政区長さん方にお願いしている状況でございます。

○18番（三角真弓君）

現状は多分、行政区長さんたちが非常に大変な思いで民生委員さんを選任されているかなという面も顧みるところがございます。

たまたま私の校区にいらっしゃる、ある行政区長さんとお話をしていましたけれども、今年、行政区長の任命を受けて、そして、一斉改選に向かって6月27日までに、そこの町内では2名の民生委員を探してくれということを言われたけれども、自分はなったばかりで、誰がどこにいるのか、どういった方が転入されてきているのかも分からない中で、毎日5軒、6軒回ってもなかなか見つからないということで、自分の奥さんに頼むしかないかなということをお聞きいたしました。改めて見てみると、中には奥様が民生委員をしていただいているような、そういう町内も多々あるかと思っております。

このように、なってもらった民生委員さんの仕事も多岐にわたっておりますし、それを決めていかなくてはならない行政区長さんの大変さ。もちろん町内ごとにその選出方法には違いもあるかと思いますけれども、そういう選任をしていかなくてはならない行政区長さんの御苦労が多いかと思っております。たまたまその行政区長さんと後日お会いしたときには、やっと決めることができましたと。1人は男性、1人は女性ということでしたけど、今の時点で、この民生委員・児童委員さん、そして、主任児童委員さんの男女の数の内訳ですね、その比率をお願いしたいと思います。

○福祉課長（甲斐田英樹君）

お答えいたします。

現在の民生委員さんの男女の人数と比率ということでございます。民生委員・児童委員が現在、合計186名いらっしゃいまして、男性が63名、女性が123名。割合でいいますと、男性が34%、女性が66%となります。

主任児童委員ですが、合計26名いらっしゃいまして、男性が6名、女性が20名。割合でいいますと、男性が23%、女性が77%となっております。

以上です。

○18番（三角真弓君）

私の住んでいる町内でありますけれども、今、男性と女性と1名ずつになっていらっしゃいます。

今までの民生委員さんを拝見する中で、過去にあったことですけど、我が家の隣に高齢者の方が住んでいらっしゃるんですけど、民生委員さんは何回もそこに行ったり来たりして

あったもんですから事情を聞きましたら、どうしても連絡がつかないと。ひょっとしたら家のことでと、とても心配されていましたので、たまたま私がその隣の方の息子さんの職場を知っておりましたので連絡を取ってもらったら、母は実家に帰っておりますということで、本当に胸をなで下ろされました。もしも何かあれば私の責任だと、本当にそこまで思い詰めておられたというケースも過去にありました。

そういうこともありますし、最近、町内を回ったときにある高齢者の方が、男性の民生委員さんですけど、本当によくしてもらいますと。来る前にはきちんと電話をされ、いなかつたら手紙を置かれ、また再度訪問され、ひとり暮らしの私にとってはこれほど心強いことはありませんと。くれぐれもお礼を言ってくれという、うれしいお声もたくさん聞いております。

しかし現状、民生委員・児童委員の選任は、これは全国的なことですけど、非常に難しくなってきております。

令和6年10月16日に厚生労働省社会・援護局が出ております「民生委員を取り巻く環境」というものの中に「社会の環境の変化にともなう負担の増」ということで、先ほど通告でも若干触れましたけれども、「現在、我が国では、人口減少や少子高齢化などの人口構造の変化、単身世帯の増加や地域のつながりの希薄化などの社会構造の変容により、育児、介護、障害、貧困、ひきこもり、孤独・孤立など多様な課題への対応や、これらが複合化した課題を有する個人・世帯への支援が必要とされてきている。こうした変化に伴い、民生委員の職務に関する負担は増大してきているものと考えられる」。そしてまた、健康寿命が延びていることもあります。それと、定年延長とか再雇用、そして「昭和60年の男女雇用機会均等法の制定以降、女性の社会進出は進み、現在では共働き世帯が専業主婦がいる世帯の2倍以上となっている」。これは時代の流れの中で、そのようになってきたのは分かっています。

こういう時代背景の中で、民生委員さんを今後選任していくことの困難さというものを改めて今感じております。全てを行政区長さんをはじめとする地域の方に任せることも大事ですがけれども、やはり行政がどこまでそこに関わっていけるのか。合併する前は行政側が民生委員さん等を探したり、選任してもらえないだろうかということで地域を回りながら探してあったという町村もあるようでございます。

そういう中で、今後、担当課としては、どのようなことを地域に支援しながら民生委員さんの任命の後押しをやっていかれるのか。先ほど私が申した行政区長さんも、やはり60代はフルタイムで働いています、70代はもう年だからと、お断りも多かったと聞いておりますので、今後、担当課として、この民生委員さんの選任に当たるのにどのような手立て、また後押しをされるか、このお考えがありますか。

○福祉課長（甲斐田英樹君）

お答えいたします。

民生委員の選任についてでございますが、先ほど行政区長さん方にお願いしていると申し上げましたけれども、行政区長さん方には本当に大変な御苦労をおかけしているということは重々承知しております。本当に感謝しているところでございます。

先ほども申し上げましたが、選任する際に県が定めた基準がございまして、例えば、社会福祉に理解と熱意のある方、地域の実情をよく知る方、また、相談しやすいような方、幾つかございます。こういった方々を行政のほうで探すとなると、なかなか難しいという実情がありまして、行政区長をはじめとする地域の皆様方にお願いしているところでございます。

この推薦に当たりましては、なるべく円滑に進めるために、昨年12月、それから去る4月、5月の3回、行政区長の皆様方に地域での御協議を経て推薦をお願いしてまいりましたが、なかなか難しい、引受手がないという話もお聞きしておりますので、必要があれば福祉課のほうでその行政区に出向いて民生委員の仕事を説明したり、そういったこともやりますということもお伝えしていますし、実際、これまで3年に1回、民生委員の改選があっておりますが、そのときに見つからない、どうしても厳しいという行政区に対しましては、福祉課のほうから出向いて、その行政区長さんと一緒に民生委員をお願いするということもやっております。実績としてございます。行政区長様方には本当に大変御迷惑をおかけしておりますが、そういった行政区長さん方の支援もしながら民生委員さんの選出に当たっていきたいと思っております。

それから、民生委員さん、議員おっしゃいましたとおり大変なプレッシャーを感じながらされていると思っております。私どもが何回もお伝えしたいのは、民生委員さんが一人で問題を解決するのではないんですよというところで、各校区に民生委員協議会がございます。先輩民生委員さん方のアドバイス、それから、民生委員さん方で情報共有して解決方法を考えたり、そういったこともされていますし、市全体の民生委員協議会もございますので、問題があればそういうところで情報共有して、なるべく民生委員さん方の御負担を減らしていくと。何かあれば、国、県、市のそれぞれの担当課、それから、専門の支援機関に機関先を紹介していただくようなこともお伝えしていますし、どこに相談していいか分からぬ場合は福祉課に相談してくださいと、どこにつなげばいいか一緒に考えますといったこともお伝えしながら、民生委員・児童委員、主任児童委員の皆さん方に対しての支援をしておりまし、今後もさせていただきたいと思っているところでございます。

以上です。

○18番（三角真弓君）

確かに、1つは、近まってきたときに急に探すよりも、次の3年後に向かって長いスパン

の中で調整をしていくことも大事かなと思っているところでございます。

今回、資料に出してもらっている65歳以上の——せんだって課長とお話をしたときに、現実70歳以上の方の訪問に一応今は変わってきてている。しかし、65歳から69歳であっても、訪問が必要なところは回ってもらっているということではありますけど、一応65歳以上の高齢者世帯をここに出してもらっています。旧八女であれば校区ごと、あとは地区ごとに出してもらっております。

これを見てみると、単純に民生委員・児童委員の数と担当する高齢者の数は、1位が長峰52.08人、少ないのは矢部村17.58人でありますけど、もともと矢部村は旧八女市の倍の面積がありますので、そういうことを鑑みた場合はどこが公平なのか、格差はどうしても生まれてくるわけですけど、これほどの違いがある。また、主任児童委員さんに関しましては、一番多いのは岡山で対象者1,614人、そして、上妻1,153人。これは単純にこの数を見て、それをたった2人でということではなくて、先ほどから出ているように、やめセカンドジョブ制度を活用する、これほどのことはないかなと思っております。

ちなみに、民生委員・児童委員さんの中で、これはさきに課長のほうからお聞きしておりますけれども、82歳の方が最高齢です。この方が持つてある65歳以上の担当者は43名ですね。そういった中で地域の福祉のために頑張ってくださっております。そういうことを考えたときに、担当課が一緒に行政区長と回って決まるようなことではないかなと思っております。

特に今年は、通告でも申しましたように、気象庁は9月1日に、今夏の6月から8月の全国平均は例年より2.36度高く、統計のある1898年以降、130年の間で断トツ気温が暑かったと。今年はそういう年なんですね。130年ぶりに断トツで暑かった年です。そういう中で民生委員さんたちは訪問をしなくちゃいけないわけですね。

そして、総務省消防庁が今月2日に、この6月から8月までの熱中症の救急搬送数を出しておりますけれども、2010年以降では2番目に多い8万9,899人が熱中症で搬送されております。これは全国的な数です。

ちなみに八女市内においては、屋内、屋外とで分けていただいて消防本部に確認をいたしました。6月から8月です。令和5年が、屋内53、屋外37、合わせて90。令和6年、屋内37、屋外32、合計69。今年は8月末までに、屋内で46、屋外36で、82です。家の中にいて熱中症になる方が多いというデータが出ているわけですね。ということは、民生委員さんたちが回られたときに、高齢者の方たちの生活実態をどこまで把握してあるかということですけど、そういったことに対して、どこが民生委員さんへそういった御指導をされているのか、そこら辺はどうなっているんでしょうか。

○福祉課長（甲斐田英樹君）

お答えいたします。

先ほど議員からも補足がございました65歳以上の見守り世帯数ですが、実際は70歳以上の世帯の見守りということで、高齢者の見守りをお願いしておりますのは介護長寿課のほうでございます。（「それでいいです」と呼ぶ者あり）

○18番（三角真弓君）

任命、委嘱は福祉課で、実際その担当をする課は別ですね。主任児童委員であれば子育て支援課や学校教育課、教育指導課。そしてまた、高齢者であれば介護長寿課や健康推進課、そういう部署にわたっての、いわゆる先ほど市長がおっしゃったやめセカンドジョブ制度を利用してもよい一つのケースではないかと思っております。

特に、この暑さというのが半端じゃなかったというのは、北海道では今まで冷房が必需品となっていましたのが、北海道の冷房の保有率は59%、全国平均94.4%を大きく下回っておりました。しかし、北海道でも今年のこの暑さで、冷房が暑さ対策の一丁目一番地になつたと言われております。北海道とほかの地域を比べると、気温が同じでも熱中症で救急搬送される割合は北海道が多かったと言われております。暑さに慣れていないほか、冷房の保有率が低かったということです。

今後、過去の気象情報や冷房の保有率、死者数といったデータを基に、地球温暖化が進んだ将来、冷房利用で夏場の死者をどれだけ減らせるかを国が推計しております。国立環境研究所がこれを推計しております。仮に、関西地方の7都市では、全世帯が冷房を利用すれば、利用がない場合に比べて暑さによる死亡者は36から47%減少すると予測されております。しかし、冷房設置の工事費用や電気代の負担、特に低所得世帯への公費支援の拡充が今後の課題だと言われております。東京都では今回、冷房に80千円の補助を出すと。あそこは自主財源が多いところですので、そういう対応をするということですけど、非常にこういうことが今から懸念をされますけれども、困ったとき冷房がありません。

じゃ、今回この八女市の人たちの中で、特に高齢者、子どもたちの中で冷房を使わずに我慢してあった方がいらっしゃったとか、冷房が壊れて使えない、そういう声が上がるのは福祉課のほうですかね。

○福祉課長（甲斐田英樹君）

お答えいたします。

あった事例でいきますと、福祉課は生活保護も担当しておりますので、そういった世帯から相談がある場合もございます。あと、福祉相談係が……（「今年あったか、なかつたかです」と呼ぶ者あり）今年はございました。

○18番（三角真弓君）

今からこのような温暖化というのが続いていきます。そういった中で、民生委員さん・児童委員さんたちが、要するに行政側との連携ですね、しかも、物価高による生活のしづらさ、

特に気候変動で、例えば、ぜんそくとか糖尿病の持病を持った方は、このリスクが上昇すると言われております。そういったことも今後懸念されていきます。

これは健康推進課の所管になるかと思っておりますけれども、部長にお尋ねをいたします。このように民生委員さん・児童委員さんたちが回って、いろんな相談を受けたときの窓口としては、どのように持つていったらよろしいでしょうか。

○健康福祉部長（平 武文君）

お答えいたします。

やっぱりそれはそのケースごとの問題というか、それによって所管課なり所管係というのは決まっていくと思います。

○18番（三角真弓君）

市長の答弁にありましたように、今年はクーリングシェルターとして、ゆめタウン様やホームプラザナフコ様に協力をしてもらっておりますけれども、行けない方々もいらっしゃいます。今、夜間でも冷房を使わなければ眠れないような毎日ですよね。

一つの提案ですけれども、健康状態を含め、そういった方たちが困ったり、それぞれの問題があったときに、民生委員・児童委員さんがそれぞれの課に行って相談するというやり方ではなくて、窓口の一本化をすべきでしょうし、このような実態の中で、私がいつも言うことですけれども、先ほどの市長答弁でも、保健師の民生委員・児童委員さんとの同行訪問もあると伺いましたけれども、特に12月に新任でなられた民生委員・児童委員さんには、保健師の方が同行しながら高齢者宅の生活を見ること、そしてまた、いろんな問題があったときには相談窓口を一本化すること、そして、課につなぐ。そうしなければ、民生委員さん・児童委員さんの負担があまりにも多いわけですね。そういったことを副市長はどんなふうにお考えでしょうか。

○副市長（原 亮一君）

お答えさせていただきます。

特に高齢者、地域の実態のお困り事に対する対応ということで、特にこの暑さの中、大変御苦労されている、そういう問題をどう捉えていくかということにつきまして、やはり福祉業務全般にわたって相談体制、それを横につなぐ体制、それから、民生委員・児童委員の皆様としっかりと情報交換がつながっていく体制、そういうことをしっかりと構築していくということが必要だと思います。基本的に福祉部門に相談窓口を持っていきますので、その辺をきちんと機能させながら横の連携を図っていくべきと考えております。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

いろんな課題はあるわけですね。民生委員・児童委員ですので、子どもたちの問題もあり

ます。個々の対応、個々の課に行ってするより、民生委員・児童委員さんたちがお困り事を一本化して、そこから職員の方が動いていただく、そういうシステムづくりですね。例えば、経済的に大変な方が冷房設置をしたい、困っていますといった場合、これは生活保護につなげるケースもありますし、緊急を要した場合、八女市社会福祉協議会での生活福祉資金というのを借る方法しかないわけですね。

ところが、この生活福祉資金が通って御本人さんの手元に必要なお金を借りられるまでに1か月近くかかるわけですね。これは社会福祉協議会がこの生活福祉資金の窓口ですので、いろんなことを聞かれて、それを県に申請して、許可が下りるまで1か月です。1か月間この暑い中に冷房なしで生活しなくてはいけない、これが実態なんですね。ですから、窓口を一本化することと、よければですね、間違いなくこの方は後からお金を返していただくという可能性があれば、すぐにでも設置を、これは二、三日で終わるわけですね。

ですから、先ほど言いますように、そういうことをやっていくことができれば、新しく任命された民生委員さんの安心、各支所も本庁も、課を超えて保健師さんが同行訪問をやることによって、新しくなった民生委員さんは安心なわけです。私も民生委員になってくれというのはよく言われております。地域のためにいざれは頑張ってやらなくてはいけないと思っておりますけど、それでも不安です。初めて行くようなところ、よそから転入された方、どういう家庭事情か分からないところにピンポンを押しても、帰れとか言われることもあるでしょう。そういうことを考えたとき、そういう窓口の一本化と、それと、経済的に大変な人への支援を急いでいただきたい。これは市長、答弁をお願いします。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

議員から今お話しいただいたとおり、民生委員・児童委員、主任児童委員の皆様には大変、環境も今、社会情勢の変化の中で一層御苦労をおかけてしまっている、そういう中で活動いただいていることに本当に私も感謝しております。また、民生委員や児童委員の皆様以外にも、行政区長の方ですとか、直接、市が任命するわけではないけれども、保護司の方だったり、多くの方に、いわゆるボランティア精神の下で、皆様の善意に頼った形で市の行政も動いているというところは、私も改めて、そこはしっかりと皆様の活動しやすい環境を整えないといけないというところは強く感じているところでございます。

民生委員の皆様というところで、まずはお話をさせていただきますと、今御指摘いただいたとおり、不安を解消する、活動しやすい環境を整えるというのは非常に重要でございます。その中で、この窓口の一本化というのは、私も民生委員の皆様に対してというのは、もちろん全ての市民の皆様に対して非常に必要なことだと思います。民生委員・児童委員の皆様は、様々な境遇に置かれた方に対応いただかないといけないですし、また、実際に支援を必要と

する方という視点で見ると、なかなか一つの部署で完結する事象というのは少ない。

今、事例も挙げていただきましたけれども、例えば、ヤングケアラーの方を考えたときに、いわゆる高齢者の方の介護がもとで教育が受けられないとなると介護長寿課と教育部局というのにまたがるわけですし、また当然、生活保護を受けられているような困窮世帯の方は、それが教育や介護、子育てにも影響を及ぼしてくるように、本当にこの福祉の世界というのは多岐にまたがるのが当然のことです。それは、ほかの部局においても、これもこれまでの答弁で申し上げているとおり、それもまさに部局をまたがった、縦割りでは対応できない大きな課題の一つ。特に、その福祉分野というのはそれが顕著な例だと思います。実際に窓口の一本化、これは民生委員の方のみならず、全ての市民の皆様を対象に窓口を一本化できないかという議論は、今、実際に健康福祉部の担当者ともやっているところでございますので、そこについてはよりしっかりと検討を進めていきたいと思います。

また、エアコンの設置に対する補助、これは私の話になるんですが、最近、夜散歩をするようになっているんですけども、やっぱり夜になると、特にこの夏の暑い日でもエアコンをつけずに、窓を開けて暑さをしのいでいる家庭というのがより目にきますので、それがかなりの数に及ぶなというのは私自身も実感しているところです。数字も出していただきましたけれども、私も消防本部のほうから、最近は屋外よりも屋内での熱中症の搬送患者のほうが多いという情報は聞いております。

そういう点では、今、異常気象が本当に進んでいる中においては、エアコンの設置というのが市民の皆様の命、安心・安全を守るために急務だと思いますので、そういう意味では当然、民生委員をはじめとして各家庭を訪問いただく方に、そういうエアコン設置を必要とする方へアプローチしてもらうというのはもちろん、今御紹介いただいた社会福祉協議会で行っているエアコン設置等に対する支援、そもそも多分そういう支援があることを知らない方も多くいらっしゃると思いますので、そこは社会福祉協議会とも連携しながら、そういうエアコン設置等に対する支援策があることを市としてもしっかりと広報に一層取り組むとともに、また、支援策の内容についても当然のこと、より充実させられるように今後取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○18番（三角真弓君）

ぜひこのことは検討していただきたいと思います。

民生委員・児童委員にも触れてきましたけど、主任児童委員さんも——今の子どもたちの置かれた現状というのは、先ほど不登校児の数も述べましたけれども、2023年度で児童虐待の数が22万5,509件に上っております。児童生徒を取り巻く課題というのは非常に多いわけです。不登校児の数は、昨日、同僚議員の質問の中で答弁がありましたように、令和6年度

で小中で218名、令和7年度、直近で小中で91名という数を答えていただいております。

そのような子どもたちを取り巻く環境が大変な中で、主任児童委員さんの役割も非常に大事になってきますし、子育て支援課とか学校教育課等が今後そういった関連、関係を持つことによって、未来を担う子どもたち——また、主任児童委員さんたちの任務の軽減、負担の軽減を、担当課と連携をすることによって——そこでの窓口が必要だと思っております。

この児童生徒、非常に難しいところは、後ほどの居場所づくりの「あしたば」とか、ほつと館やめとも重複するかも分かりませんけれども、特に教育委員会が関係するのは中学校までなんですね。ところが、主任児童委員はゼロ歳から18歳までという一応のスタンスの中で活動されているもんですから、非常にそこら辺の部分が大変だということあります。

教育長にお伺いしたがいいかなと思いますけど、主任児童委員さんと教育委員会との話合いとか、いろんな児童生徒さんたちの現状とか課題とかの意見交換等はあってるんでしょうか。

○教育指導課長（靄 拓也君）

お答えいたします。教育指導課が学校のほうとやり取りして把握しているところについてお答えさせていただきたいと思います。

教育委員会といたしましては、必要に応じて福祉課、それから子育て支援課、そして社会福祉協議会と情報共有など連携をしております。教育委員会に主任児童委員さんから直接の報告をいただくケースは近年把握しておりませんが、現在、市内の小中学校におきまして、6つの学校運営協議会に主任児童委員さんが委員として参加をしていただいております。また、ほとんどの小学校において、不定期ですが、主任児童委員さんが管理職を訪問いただき、児童や御家庭へのサポートに関する情報交換を行っていることを確認しております。

具体的に、地域の中で気になるお子さんに対してお声をかけていただいたり、連絡を取つていただいたりということも例として挙がってきております。学校としては大変感謝し、頼りにしているという状況でございます。

以上です。

○18番（三角真弓君）

それぞれの学校と主任児童委員さんそれぞれも大事なんですけど、それを全部まとめた中の八女市全体の状況ということを、やはり教育委員会としては把握すべきだと思っております。個々の対応も大事ですけど、そういう実態。今、全国的に覚醒剤の密輸とかで捕まつたり、それを使って警察問題になったりということも、私も保護司をやっている関係で、そういう情報を研修で受けたりもしておりますけれども、八女市内でも、筑後市でも、いろんな地域で、どこにそういった流れがあるか分かりません。それが低年齢化しているとも言われておりますので、本当に未来を担う子どもたちをそういうところからも守っていくため

には、全体にどんな問題があるのかというの非常に大事になってきますので、そういった面も今後は注視していただき、八女市全体の子どもたちをそれぞれの学校に任せておくんではなくて、八女市の教育委員会として今後把握していただきたいと思っております。

時間の関係で次に行きますけど、「あしたば」の利用状況を見たときに、今年度17名です。令和6年度は42名。今まで総合体育館のところにあったのが、今は立花支所の3階に移転しておりますけれども、今、所長からの御意見、また保護者からの御意見、どんな声が上がっているのか、お尋ねいたします。

○教育指導課長（靄 拓也君）

お答えいたします。

利用保護者の皆さんからの御要望等、懇談会等における御意見等につきましては、各御家庭や児童生徒の状況によって様々でございますので、詳細について申し上げることは差し控えますが、そういったお声を集約して我々が課題として捉えていることが、教育長答弁にございましたように、「あしたば」への送迎などの通所支援と指導に当たる指導員確保のことを課題として捉えております。

具体的に、現在の利用者と保護者からは通所支援を求める意見等は出されていないという報告を受けておりますが、今後「あしたば」の利用を検討されている方々に潜在的な送り迎えの要望はあると思われます。さらに、通所支援に関しましては、いつでも来たいときに来ていいという「あしたば」の迎え方を継続することを考えておりますので、決まった時刻に送り迎えを行うようなスクールバス的な運用は実態にそぐわないことを考慮した上で検討が必要です。

また、指導員の確保の面では、今年度、指導員3名体制に増員できておりますが、より多くの人の関わりによって、小学校低学年から進路選択の時期にある中学校3年生までの児童生徒一人一人のニーズに応える指導を行っていくこと、それらを課題と考えております。

以上です。

○18番（三角真弓君）

昨日の同僚議員の質問中で、学びの多様化としての学校として「あしたば」の充実と御答弁になっておりますけれども、この「あしたば」を見てみると、旧八女市——八女地区で11名、黒木1名、立花1名、矢部2名、星野ゼロですね。広川も2名が利用されている。上陽はゼロです。矢部村から保護者の送り迎えですね。この「あしたば」があることで、指導員の方も一生懸命頑張っていただいていることは分かります。しかし、子どもの居場所としてのこの「あしたば」は、不登校児にはなっていない方たちへの対応ですので、多様性のある学校の一つではあると思いますけれども、ましてや、これが1か所ですよね、それを送り迎えしなくちゃいけない保護者の負担というのはいかばかりかと思われます。今後ですね、

「あしたば」が1か所でいいのか。

それと、次のほっと館やめですね。時間の関係でまとめた質問になるかと思いますけれども、ほっと館やめが、今、共生の森の中に1か所あります。それと上陽町、そこには不登校、ひきこもりとか、今回資料を出していただいておりますけれども、そういった方たちも利用されております。「あしたば」は、不登校まではならないけど、そこに来ることで卒業になっていくでしょうし、ほっと館やめは不登校のお子さんが利用している。それぞれに内容が違う利用の仕方だと思っておりますけど、今後、このほっと館やめの中の不登校児、ひきこもり、ひきこもり回復中というのが、延べ人数を出してもらっていますけど、実際の実人數というのが分かればお願いします。

○福祉課長（甲斐田英樹君）

お答えいたします。

資料の上段が令和5年度、下が令和6年度となっております。令和5年度のほうですが、左上のほうを見ていただきますと、不登校が、八女が8名、上陽がゼロとなっております。不登校8名は延べ件数でございまして、実人員は5名。それからその下、ひきこもり、それから、ひきこもり回復中、合わせて延べで409名となります。実人員は10名でございます。それから、上陽のほうのひきこもりが合わせて延べ48名でございますが、実人員が2名です。

それから、下段の令和6年度でございますが、不登校の八女が6名となっておりますが、実人員が1名。それから、上陽の78名とございますが、実人員は7名。ひきこもりのほうですが、ひきこもり回復中と合わせて八女が587名でございますが、実人員は14名。それから、上陽のほうですね、合わせて93名となります。実人員は4名ということになっております。

以上です。

○18番（三角真弓君）

ほっと館やめの場合、上陽は送迎つきですけど、八女市は送迎つきではないんです。この違いはどんなふうになっているんでしょうか。

○福祉課長（甲斐田英樹君）

お答えいたします。

上陽は送り迎えをやっている、八女も依頼があれば送迎するということで社協さんのはうに確認を取っております。

○18番（三角真弓君）

今回、八女の共生の森の中にあるほっと館やめ、西部のほうですね。そして、東部としては上陽町のほっと館やめだと思いますし、これが今後、八女市全体にこのほっと館やめが広がり、引き籠もった方や不登校の方たちが利用できる、その拡充の考えはあるんでしょうか。

○福祉課長（甲斐田英樹君）

お答えいたします。

生活困窮者、不登校、ひきこもりの方々の支援を今後強化していくために、社協さんのはうで今年度から、八女と上陽と、もう一拠点として黒木のはうに、場所はまだ具体的に決まっておりませんが、1名増員をして、担当を社協の黒木支所のはうに置かれて支援を開始されていると聞いております。

○18番（三角真弓君）

福祉の仕事の中において、社会福祉協議会への委託事業というのが結構あります。高齢者のごみ出し支援だったり、このほっと館やめの事業だったり、いろんな社協への委託というのがあるんですけど、健康福祉部長は福祉事務所長も兼任をされておりますけど、この社会福祉協議会の人的な配置ですね、もちろんそれには予算が伴うことは十分分かっておりますけれども、八女市の福祉課、また八女市の市役所でできること、そして委託すること、委託先である社協の人的配置、予算ということも健康福祉部長のはうでそこら辺の分は承知されているのか、そこをお願いしたいと思います。

○健康福祉部長（平 武文君）

お答えいたします。

福祉サービスの内容が、答弁を重ねてまいりましたけれども、年々多様化していったり、専門化していくということで細かくなっていますので、やっぱりそういったテーマに、地域により近いところで御対応いただける社会福祉協議会への委託というのは、御指摘のとおり増加しております。もちろん委託の際には、人員面、予算面と細かく調整をして事業の円滑な推進というのを図っている状況でございます。

以上です。

○18番（三角真弓君）

すみません、時間の配分がうまくできなくて。

山村留学のはうに移りたいと思いますけど、「あしたば」とか、ほっと館やめ、そして、今回の山村留学制度ということは、私的には関連があるつもりでおります。要するに、子どもたちが安心しておれる居場所、学校には行けなくても行ける居場所、こういったものは全国的に今大きく広がってきております。自立塾という言葉になるんですけども、我が党の国会議員の下野六太議員が国会でもよく質問していますけど、自立塾、将来にわたって不登校のお子さんや引き籠もった人をいかに社会復帰させるか、自立させるためには、やはり家から出して、合宿型のやり方で子どもたち、また引き籠もった方を社会復帰させていくいうことが大事ではないかと言われております。

「あしたば」にも行けないお子さん、そしてまた、ほっと館やめにも行けない。そういう中で八女市全体を見たときに、星野村の山村留学は簗原市長自身が御経験があられ、改め

て見てみたら、平成30年に10期生として基調講演をなさってありますね。市長自らが一貫して星野村に住んだことで、自分は村長になるんだと——今は八女市長ですけど、そういう希望を持って行かれた。そこには住民の温かな受入れ体制もありましたでしょうし、4つの小学校が1つになった、仁田原小学校が村外から子どもたちに1年間来てもらって、そして帰すというやり方をやって、合併前から今まで35年続いてきたわけです。そういう今の子どもたちのひきこもり、貧困、虐待、いろんなことを、今回、山村留学センターの今までの思い入れの中で、将来そういった自立塾というものとしての考えがあるのか、その方向にぜひ考えていいっていただきたいと思っております。

富山市のはぐれ雲とか、ここは400人の卒業生、農福連携で引き籠もった方が社会に復帰をされております。全国的にそういったものが幾つかあるんですけど、ぜひ八女市の中では星野村の山村留学制度を拡充し、八女市内外からでもそういったお子さんが一人でも社会に出ていける、もちろん八女市内の引き籠もったお子さんや不登校のお子さんがそういったことを利用していけるような制度に持っていっていただきたい。

本当に教育長への質問がなくて申し訳なく思います。質問のやり方がうまくできなかっただけで、最後にですね、実際、簗原市長が山村留学センターでのいろんな御体験、そして、子どもたちは学ぶことも大事ですけど、今後ぜひ八女市のこの豊かな自然に触れることで、人格、また優しさ、また自分自身の生きる道というものを見つけていくと言われておりますので、その点を最後にお願いしたいと思います。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

山村留学については私もその経験者一人、地域の皆様に本当にかわいがってもらった経験がありますので、例えば、ひきこもりの子だったり、子どもたちが社会と接する大きなきっかけとなる、そのような効果を大いに期待できると思います。

一方で、山村留学自体には本当に様々な目的、意義がありますけれども、やはり一番の意義というのは、都会から子どもたちが来ることによって、教育環境を含むその地域が活性化すること、その地域のにぎわいの創出、活性化というのが、やはり私は一番の目的だと思っております。その目的を達成するのに、もちろん不登校の子どもたちが来ることでその目的が達成できないかというと、それは当然そうではありませんので、不登校の子も含めて受け入れられる環境を整えていく。

実際に最近、山村留学に参加した子どもたち、親御さんと話していると、都会では学校に行けなかった子がこんなに元気に学校に通えると思わなかつたと。そういった経験、それは子どもたち自身、その子どもたちの保護者たちのみならず、地域に対しても、そういった経験を山村留学の参加者の子どもがするのは、それはもともと地域に住む八女市の子どもたち

だったり、八女市の地域に対しての影響も大きいと思いますので、そこはしっかりと受け入れられる体制は整えつつも、ただ、山村留学を行う第一の目的に、今お話しいただいた自立塾のような、不登校の子をはじめとした、そういう子を受け入れて社会の接点をつくるという、そこを一義的な目的にすると、本来の山村留学の目的と少し外れてしまうと思います。それを一番の目的にすることで、例えば、指導員に対する新しいトレーニングですとか、地域の受け入れ体制もまた変える。今、ただでさえ、やはり私が参加させてもらった約30年前に比べても地域の力がどうしても衰えている。やはりそこも、まさに民生委員の皆さん議論と同じように、地域の皆さんの善意に頼ってしまっている取組という側面もございますので、そこは地域の皆様の体制だったり意向というのも踏まえながら、ただ一方で、当然、山村留学もこれから時代に合わせて発展させていかないといけないという思いはございますので、そういうひきこもりの子どもたちの受け入れも含めて、今後の山村留学の在り方というのは教育部局としっかりと議論してまいりたいと思います。

以上です。（「終わります。ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本正敏君）

18番三角真弓議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後3時42分 延会